

平成28年第3回定例会

# 一宮町議会会議録

平成28年9月15日 開会

平成28年9月15日 閉会

一宮町議会

## 平成28年第3回一宮町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月15日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
一般質問	14
志田延子君	14
畑場博敏君	16
袴田忍君	32
鵜沢一男君	43
渡邊美枝子君	46
鵜野澤一夫君	53
藤乗一由君	62
藤井幸恵君	75
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託	84
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑	87
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	90

議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
閉会の宣告	101
署名議員	103

# 平成28年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成28年9月15日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	会計管理者	峰島勝彦
教育長	町田義昭	総務課長	大場雅彦
まちづくり 推進課長	小柳一郎	税務住民課長	秦和範
福祉健康課長	高師一雄	事業課長	塩田健
保育所長	岡澤利江	教育課長	渡邊幸男
農業委員会 事務局長	小関秀一		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	鵜澤あけみ
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一般質問

- 日程第六 承認第 1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分  
につき承認を求めることについて
- 日程第七 認定第 1号 平成27年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
認定について  
認定第 3号 平成27年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
認定第 4号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について  
認定第 5号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 日程第八 報告第 1号 平成27年度一宮町健全化判断比率について  
報告第 2号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率  
について
- 日程第九 議案第 1号 平成28年台風9号の災害による被害者に対する町税の減免  
に関する条例の制定について
- 日程第十 議案第 2号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定につい  
て
- 日程第十一 議案第 3号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
1次）議定について
- 日程第十二 議案第 4号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議  
定について
- 日程第十三 議案第 5号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1  
次）議定について
- 日程第十四 議案第 6号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第  
1次）議定について
- 日程第十五 諮問案第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

---

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、おはようございます。

秋雨前線の影響によりまして、はっきりしない天気が続いております。そうした中、早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

本定例会は、6月議会定例会と同様に、地球温暖化対策と節電対策を目的にノーネクタイで会議を開催いたします。なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから平成28年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして、専決処分の承認1件、各会計の決算認定5件、健全化判断比率等の報告2件、条例の制定1件、一般会計及び特別会計合わせて5件の補正予算、そのほか、人事案件が1件であります。

また、一般質問は、8名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日の1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

---

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

15番、吉野繁徳君、1番、藤井幸恵君、以上、兩名をお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（島崎保幸君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、平成27年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、平成27年度一宮町健全化判断比率等の審査結果の報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。これをもってご了承願います。

---

◎町長の行政報告

○議長（島崎保幸君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり、行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成28年第3回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともご多用にもかかわらず、ご出席を賜りましてまことにご苦労さまでございます。

最初に、平成27年度の決算状況でございますが、一般会計を初め全ての会計につきまして、5月31日に出納を閉鎖いたしました。

決算規模につきましては、一般会計と特別会計を合わせ、歳入額81億2,701万円、歳出額77億8,286万円となりまして、歳入歳出の差引額は3億4,414万円でございます。

低コスト耐候性ハウスを建設した強い農業づくり交付金事業、東浪見地区における認定こども園建設事業、小学6年生を対象に行ったロボットプログラミング教室を初めとする地方創生関連事業など、幅広く新規事業に取り組んだことから、平成26年度に比べると歳入歳出ともに約7億円の増加でございます。

本定例議会において決算の認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、本定例議会で報告いたしますが、算定の結果、指標は全て基準値を下回り、健全な財政状態を保つことができました。

次に、防災関係でございますが、8月16日台風7号による大雨洪水警報発表に伴いまして、午後4時30分に私、各課長、防災担当者が集合いたしまして、対応について協議をいたしました。そして、総務課防災担当、事業課ポンプ場、そして道路対応担当、計9名で役場待機といたしました。

中央公民館に避難所を開設したところ、避難された方は0人、被害報告もなく総務課待機職員は午前3時15分に解散いたしました。

続きまして、8月22日の台風9号の対応でございますが、22日午前9時に災害対策本部にて協議を行いまして、職員50名による警戒配備体制といたしまして、公民館、GSSセンターを避難所として開設いたしました。午後1時30分には、風雨の強まりとともに災害対策本部を設置いたしまして、全職員で対応となる非常配備体制といたしました。風雨が弱まりました午後7時に災害対策本部を解散しまして、総務課、事業課は継続して待機といたしました。

強風による瓦れきの飛散、またそれによる電線の切断が原因と思われませんが、最大で町内



2,100世帯で停電が発生し、役場庁舎も停電となりました。役場付近では翌23日午前7時30分過ぎに復旧し、一部なおも停電する場所が数件ございましたが、正午ごろにはほぼ全域復旧となりました。台風9号による瓦れきは、中央ポンプ場を仮置き場として23日から約1週間、事業課と総務課で回収等の作業を行いました。

結果といたしましては、避難された方は0人、倒木が多く約30カ所、人的被害は幸いにごりませんでした。今後も台風などの災害に備え、情報収集等を万全にし、防災減災に努めてまいります。なお、復旧に当たりましての建設業協力会の皆様方の迅速なご対応、ご協力に対しまして衷心より感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

続きまして、地方創生事業につきましてご報告を申し上げます。これにつきましては、国の交付金を活用しまして、8月6日から10月2日まで、無料観光循環バスを毎日4便運行いたしております。これは、電車利用の観光客の増加や、海岸エリアに滞在する多数の観光客の移動を促し、商店街を初め町内全域に経済効果を波及させることを目的にしております。

平日は10人乗りのワゴン車、観光客の多い土日祝日は28人乗りのマイクロバスの運行を委託いたしております。このバスは観光客以外の方にもご利用いただくことができまして、事実、町民の皆様のお買い物や駅に行くまでの足などといったしまして、8月19日現在で252名の方がご利用をなさっております。

同じく、地方創生の交付金事業といたしまして、上総一ノ宮駅周辺商業環境整備事業を実施してまいります。これは、現在使われていない建物や店舗を改修いたしまして、駅周辺の商店街エリアに新しい人の流れをつくることを目的にいたしております。

この事業は、民間企業の知恵や手法を取り入れて運営していくことを基本に考えております。そして、運営主体となる官民連携のまちづくり会社を設立するために、7月の臨時議会にて、出資金310万円の補正予算を決議いただき、8月25日に会社設立登記が行われまして、まちづくり会社、会社名は一宮リアライズと申しますが、これを設立いたしました次第でございます。代表取締役には、全国各地で空き家、空き店舗による地域再生の実績をお持ちの、東京R不動産取締役、そして東北芸術工科大学の建築・環境デザイン学科准教授でもある馬場正尊さんにご就任をいただいた次第であります。

一宮町は、監査役としてまちづくり会社の運営に加わってまいります。今後は、一宮商店街の実態調査を行うとともに、まちづくり会社が空き店舗の所有者から建物をお借りした上、改修を行い、新たな利用者を見つけて貸し出す事業を展開してまいります。その取り組みの第1段目として、9月25日に、上総一ノ宮駅から玉前神社周辺を会場に、まち歩きマーケッ

トのイベントをまちづくり会社の主催により実施いたします。

使用されていない建物や、建物のひさし部分などをお借りし、将来一宮町内で開業を目標にしている方に出店を体験していただき、地域住民の皆様や空き店舗、空き建物の所有者様とのコミュニケーションを図っていただくという企画でございます。また、商店街の既存店も、このマーケットに多数参加していただけるということでございまして、駅周辺エリアが一带となって地域を盛り上げていくマーケットでございます。

開催日は、九十九里トライアスロン大会の翌日であります。宿泊された競技参加者の皆様が一宮商店街を訪れ、お買い物や観光をしていただくことも期待しております。初開催となるこのマーケットに、皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、東京オリンピックにおけるサーフィンの正式種目決定並びに会場誘致に向けた活動についてご報告を申し上げます。5月23日から29日までの期間、今年度日本最大の国際サーフィン大会、Q S 6000 I C H I N O M I Y A C H I B A O P E Nが開催されまして、本町の波の質の高さや、都心からの交通アクセスなどのよさを国内外にアピールさせていただいたわけでございます。

7月20日の海の日には、「サーフィンの東京五輪正式種目を応援する首長連合」の活動といたしまして、「1万人のビーチクリーン」と称する海岸の清掃活動を実施いたしました。この取り組みは、11都県29市町村の海岸で同時期に行われまして、日本の各地でサーフィンの正式種目への機運醸成を高める活動として、一宮町が運営の中心となって進めてまいったものでございます。

こうした活動が実を結び、8月3日にリオデジャネイロで行われました国際オリンピック委員会の総会におきまして、サーフィンが東京オリンピックの追加競技として正式に承認されまして、一宮町の釣ヶ崎海岸が会場候補地とされたわけでございます。会場につきましては、本年12月に開催される国際オリンピック委員会理事会におきまして、正式に承認決定される運びとなっております。今後は、東京オリンピック組織委員会を初め、関係諸団体との連携を図り、しっかりとした準備を進めてまいり所存でございます。

続きまして、プレミアム商品券事業でございます。これにつきましては、町内の消費喚起と地域活性化を目的といたしまして、町内約200店舗で利用できるプレミアム分10%上乘せになっております。その商品券を一宮町商工会で7日29日より販売いたしましたところ、大変盛況のうちに完売となった次第でございます。今後は、期限内にご利用いただくよう、広報など引き続き関係機関と連携して進めてまいりたいと思っております。

続きまして、夏期観光についてご報告申し上げます。一宮海水浴場でございますが、一宮海水浴場は、7月16日から8月22日までの38日間開設いたしました。7月16日の海水浴場開き時には、南九十九里はまぐり祭りを開催し、海の魅力を伝えるとともに、千葉ブランド水産物であります九十九里地はまぐりの販売や、はまぐり拾いのほか、地元の新鮮野菜の販売などを行いまして、県内外からお越しになられた約3,000人の観客の皆様によって大いに盛り上がった次第でございます。海水浴場の入れ込み客は約1万8,000人となりまして、昨年に比べて約9%の増加となっている次第でございます。

次に、恒例の納涼花火大会でございます。8月6日土曜日に大変幸いなことに好天候の中で行うことができたわけでございます。今回も、昨年実施していただきました君津市にありまして福山花火工場に打ち上げをお願いいたしました次第であります。中でも海中での水中花火など、その優雅さは目を見張るものがありまして、訪れた来客約4万5,000人の方々から歓喜の声が上がっております。厳しい経済状況の中、町内外の皆様から多額の寄附を頂戴しました。改めてここにおきまして衷心よりの感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

続きまして、お盆の伝統的な風物詩として毎年実施いたしております一宮川の灯籠流しでございますが、ことしは河川工事に伴いまして、一宮川の河口から上流の新生橋付近に会場を変更しまして、そして開催を予定しておりました。ところが、先ほど申し述べましたが、台風接近の影響によりまして、お客様の安全を考えましてやむなく中止とさせていただいた次第でございます。

続きまして、第41回上総国一宮まつりでございます。9月3日土曜日に駅下で開催いたしました。当日は、上総おどりに加えまして、アトラクションとして町内の小中高の児童生徒による東浪見甚句や一輪車の演技、またマーチングバンド、中学校と商業高校合同による演奏などが披露されたわけでございます。

また、よさこいソーラン、そして太鼓の団体、銭太鼓というものでございました、フラダンスといった恒例的な演奏、演技のほかに、空手の演舞あるいはバレエなども披露していただき、大変一体感のある盛り上がったお祭りとすることができました。これらの事業、上で申し上げました観光関係の事業でございますが、これらの諸事業が無事終了できましたのも、警察・消防を初め、各関係団体のご協力のおかげであると深くこれもここにおきまして感謝の意を申し述べさせていただきます。まことにありがとうございます。

続きまして、福祉関係でございます。臨時福祉給付金につきまして、消費税率が8%に引

き上げられたことに伴いまして、所得の少ない方々への負担の影響に鑑みて、社会保障の充実のための措置として支給されました。今回の支給額は3,000円となっております。支給対象者は、平成28年1月1日時点で一宮町に住民票があり、平成28年度分の住民税が課税されていない方が対象となります。

また、もう一つ、障害・遺族年金受給者向けの給付金というのがございます。これは一億総活躍社会の実現に向けまして、所得の少ない年金受給者を支援するという目的で、対象者に3万円が支給されるという制度でございます。支給対象者は、平成28年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金などを受給している方が対象となります。

この2つの給付金、いずれの給付金につきましても、対象者には8月下旬に申請書を送付し、9月1日から役場1階で受け付けを開始いたしております。

また、今年度から新しく始めたサービスでございますが、障害者や障害児の方でストマ装具あるいは紙おむつなどを利用している方に対して、費用負担の軽減を図り福祉の向上に努めることを目的といたしまして、20リットルの指定ごみ袋を1年間に50枚支給するというサービスが始まっております。

続いて、保育所の保育料の第3子以降の無料化の事業でございます。これは、従来、兄弟同時入所の場合の第3子以降に限られておりました。兄弟が同時に保育所に入っている場合、第3子以降の方が無料であるということであったんですけれども、今年度から3歳以上児を対象に兄弟が保育所に同時入所であるかどうか、その年齢にはかかわらず第3子以降は無料ということになりました。対象者は38名で、国が新たに講ずる低所得者への負担軽減措置と合わせますと、入所児童の約19%の71名が対象となります。影響額は約1,500万円であります。今後も民営化の経済的効果を子育て支援の充実に反映させていくように努力をいたします。

子育て支援では、保護者の病気や通院あるいはリフレッシュなどのために、保育所入所前の児童をお預かりする一時保育事業というのがございます。この一時保育事業というものを新たに原保育所でも実施するようにいたしました。公立保育所2カ所で8人の受け入れができるようになりました。この事業は、私立の保育所あるいはこども園でも行っておりまして、現在町の保育施設全てで、在宅で育児をされている保護者を支援できる体制が整った次第でございます。

また、病児保育事業。病気で集団保育ができない就学前の児童を医療機関で一時的に保育

するといったことですが、これにつきまして、白子町の酒井医院に加えて、いすみ市の外房こどもクリニックにも委託を行いまして、2カ所の体制で実施をいたしています。今後も仕事と家庭の両立を行政として全力で支援してまいる次第であります。

続きまして、現在進めております保育所の整備計画でございます。町立東浪見保育所は、この4月に、一宮町初となる保育所型認定こども園「東浪見こども園」として生まれ変わり新たに開園いたしたわけでございます。当初心配されていた環境の変化による保護者や児童の皆様への不安につきましては、町保育士の皆様との連携により、特に問題なく移管ができたと考えております。

7月には、開園前に引き続きまして、保護者・事業者・町で構成する三者協議会を開催いたしております。今後も事業者である社会福祉法人一粒の麦福祉会と連携を密にとりまして、就学前児童の教育・保育の充実及び向上に努めてまいる所存でございます。

一方、町立一宮保育所につきまして、こちらは保育所型認定こども園といたしまして平成29年4月に開園できるように整備を進めているところでございます。4月と7月に住民説明会を行いまして、町民の皆様から頂戴したご意見を反映させた形で園舎を建築するという運びになっております。この工事につきましては、移管先の事業者である社会福祉法人どろんこ会が入札を行いまして、それを落札された片岡工業が今月着工されたところであります。今後は、この建築工事の進捗状況を見ながら、町が進入路の整備工事あるいは安全対策工事を実施しまして、来年3月には施設が完成する予定になっております。

保育内容につきましても、これまで4回にわたる三者協議会で協議が行われ、また、どろんこ会の施設を見学するといった活動も行い、大変活発に活動・議論がなされまして、全体の保育の輪郭がはっきりしてきたというところでございます。さらに最終調整を行いまして、10月には入所検討者に向けた説明会を行いまして、11月に入所申し込みが始まる予定になっております。今後も、来年4月の開園に向けて、どろんこ会とともに計画を進めてまいる所存でございます。

続きまして、健康関係事業でございます。10月から乳児のB型肝炎ワクチンが定期接種となります。これは平成28年4月1日生まれ以降のお子さんが対象となるものであります。対象の保護者の皆様には通知を差し上げ、接種をお勧めするという運びになっております。

また、健康増進計画、町のほうで策定しました健康増進計画で掲げました「生活習慣病予防と重症化予防の徹底」、これを推進していくということで、糖尿病から人工透析に進行するといった病気の重症化を未然に防ぐことを目的に、国民健康保険のヘルスアップ事業とも

連携をしまして事業を進めてまいります。具体的には、検診結果でハイリスクと認められた方々に対し、今後保健師が個別に訪問を申し上げ、受診の勧奨、受診をお勧め申し上げ、また治療を続けていただくというサポートをしていく、そういったことになっております。

続きまして、介護保険事業でございます。年々高齢者が増加していく中で、介護予防事業を充実させるためには、けんこう運動教室の開催回数をふやしたりいたしております。また、認知症の予防支援、これは非常に重要な事業でございますけれども、この目的に沿いまして今年度より新規事業といたしまして定員15名の参加者により、認知症予防教室を開催いたしております。

また、出張介護予防教室というのがございます。これは、介護予防推進員が出向いて、地区地区で行うということでございますが、定期的で開催する地区が4月から1カ所ふえまして、現在14団体の皆様のところへ介護予防推進員が出向きまして、この出張介護予防教室を行っております。生き生きと元気にお暮らしになれるよう、体操やゲームなどにご一緒に取り組むというような事業でございます。

また、不定期開催の団体を合わせると、全体としてこの関連では20の団体が活動していらっしゃるしまして、参加人数、開催回数も年々増加しているところでございます。今後もこの出張介護予防教室でございますが、民生委員の方々、地区の社会福祉協議会の皆様と連携をしながら、多くの地域で積極的に開催できるよう働きかけていきたいと考えております。

また、福祉関係で最後になりますが、第6期の事業計画に策定してありました特別養護老人ホームの整備の問題でございます。この特別養護老人ホームの整備につきましては、千葉県法人審査会の結果を経まして、8月に千葉県老人福祉施設整備費補助金の内示決定を受けたところでございます。今後、29年度開設に向けまして、9月29日に住民説明会を予定いたしております。これを踏まえて、引き続き施設の整備を実施していく予定になっております。

続きまして、農業関係について申し上げます。

ため池関係のことからご報告いたします。昨年6月に洞庭湖の堤体部分に漏水による陥没が確認されまして、その後改修に向けて調査設計を行うとともに、長生農業事務所及び東部土地改良区との協議を重ねてまいりました。その上で今年度事業採択を受けまして、間もなく県によりこの漏水を防ぐための改修の工事が発注されることになっております。工事完了は年明けの予定になっております。

またもう一つ、東浪見寺の下にあります亀池におきまして、やはり堤体から漏水が生じております。ここは水が流れてはつきりと流れ出ておりまして、決壊の危険性が高まっております。そこで、来年度の改修に向けまして、今回、本議会に補正予算として実施設計費と土質調査費を計上いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、8月22日の台風9号による農業関係の被害でございます。農業関係につきましては、雨と強風によりまして、米を初め農作物、栽培施設などで大きな被害を受けたところでございます。農業用ハウスのビニール、あるいはガラスの破損、そして梨につきましては果実の落下、防風網、防鳥網の破損といった被害がありまして、全体では約1億円の被害額となっております。農家の一日も早い復興に向けまして、町としても支援を進めてまいり所存でございます。

続きまして、建設関係、町道の工事の関係でございますが、通常行っている新設改良工事、維持補修工事につきましては、8月下旬に第5回目の発注を終えたところでございます。国庫補助事業であります町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良工事は、10月に発注の予定でございます。

続きまして、交通安全対策の関係でございます。こちらにつきましては、ホテル一宮シーサイドオーツカ東側の町道の迷惑駐車対策として、昨年度に引き続きましてポストコーンを設置いたしました次第であります。これが非常に効果を発揮いたしてございまして、駐車する車がほぼなくなっています。今後は、東西方向の道路についても、警察と協力をしながら迷惑駐車がなくなるように努力を続けていく所存でございます。

続きまして、都市整備の関係でございます。こちらにつきましては、中央ポンプ場の機能の維持に必要な点検整備、これがポンプ場の機能の維持には非常に重要でございますが、今年度は、電気設備室のアルカリ蓄電池の交換を実施する予定になっております。

続きまして、環境関係でございます。8月22日、先ほど申し上げました台風9号による強風被害、これによって大量の災害ごみが発生いたしました。緊急措置といたしまして、中央ポンプ場に仮置き場を開設しまして、ごみの回収・処分を行ったところでございます。

また、来る9月17日に一宮海岸の清掃及び一宮川の堤防の草刈りをボランティアの皆様を中心に一宮川流域の関係企業・団体そして市町村集まりまして、合同で実施する運びになっております。

続きまして、放射能汚染の問題でございます。引き続き空間放射線量の測定、そして農産物、また小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しております。結果と

いたしましては、検出限界値以下または基準値以下となっておりますことから、町民の皆様のご健康への影響はないと判断をいたしているところであります。

続きまして、学校教育関係でございますが、ことしで4回目を迎える一宮町、長生村、白子町合同での中学生の海外交流研修事業というものがございます。これが実施されました。オーストラリアへ行って英語を勉強してくるという事業でございますが、7月31日から8月9日までの10日間、オーストラリアのゴールドコーストに参りまして、ホームステイによる研修が行われたところであります。一宮町からは8人の中学の生徒が参加されまして、現地学校での交流やホストファミリーとの生活を通して貴重な語学体験を得たということであり、大変有意義な研修であったという報告を私どものほうへいただいている次第であります。

また、2つの小学校におきまして行ったサマースクールでございますが、夏休み中におきまして児童の学力向上と学習習慣確立の一助を目的としまして、サマースクールというものを7月26日から7月29日まで4日間、それぞれの小学校で実施いたしました。このサマースクールの学習指導には、教職員のほか、一宮商業高校、大多喜高校、茂原高校の生徒が指導に当たってくださったのであります。参加した児童は、4年生から6年生まで、全部で83名ということでございましたが、学習意欲が高まり、充実した取り組みとなったと考えております。

一方で、学校の施設整備でございますが、一宮小学校の屋外運動場の整備工法の検討、そして実施設計業務を発注いたしまして、株式会社つくもとというところと契約を結んだところでございます。

続きまして、教育方面、社会教育でございます。7月3日日曜日から7月24日日曜日まで、長丁場でございますが、長生村をメイン会場としまして、第57回長生郡民体育大会が開催されました。この郡民体育大会におきまして、一宮町の選手は大変実力を蓄えておられ、9種目で優勝、4種目で準優勝と大変その実力を発揮されて、7年連続の総合優勝を果たしたというところでございます。

以上、報告でございます。

終わりに際しまして、この定例会に、承認1件、認定5件、報告2件、条例の制定1件、補正予算5件、諮問1件を提案させていただいております。よろしくご審議を賜るようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。



○議長（島崎保幸君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（島崎保幸君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則53条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は、同一議題において2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

---

◇ 志 田 延 子 君

○議長（島崎保幸君） それでは、通告順に従い、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。6月議会に引き続き、トップバッターで一般質問をさせていただきます。

それでは、長生グリーンラインの早期実現についてお伺いしたいと思っております。

2020年東京オリンピックの追加種目として、サーフィンの実施がこの8月に正式に決まりました。会場地については、12月の国際オリンピック委員会の理事会で正式に決定することとありますが、今のところ当町がサーフィン競技会場の予定地としてマスコミ等で報道されております。一応、内定ということになっておりますね。

正式に開催地ともなれば、選手や観客などの受け入れ体制も急務であり、特に交通網の整備は重要でございます。競技会会場は、選手村から1時間以内が望ましいとされており、当町で開催するには長生グリーンラインの早期実現が不可欠であると考えております。

これはIOCの会長が、小池百合子知事にもぜひ交通網はしっかりとということで要請されていたようでございますので、もう本当にこれはちゃんと考えて要望して言っていたらと思っております。

長生グリーンラインの早期実現に向けて、首長を中心とした期成同盟会もございますが、これとは別に住民代表の議会と一緒に整備区間格上げに向けた働きかけをすべきと思います

が、お考えを聞かせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、志田議員の質問にお答えいたします。

長生グリーンラインの早期実現については、かねてより要望してきてまいったところですが、いまだに整備区間への格上げには至っておりません。したがって、町といたしましても、今後も可能な限りの要望活動を行うべきであると考えております。なお、これらの活動に際しましては、議員の皆様にもお力添えをいただくやもしれませんが、その際にはぜひご協力を賜りたいと存じます。

なお、長生郡内の道路整備、グリーンラインも含めてでございますが、郡内の市町村長による国道128号線、茂原・一宮間並びに圏央道関連道路建設促進期成同盟会及び県道茂原・白子バイパス建設促進期成同盟会があります。どちらも茂原市長が会長となり、国・県に対して毎年要望活動を行っていますことから、町を中心とした新たな会等の発足につきましては、郡内市町村との調整も必要と思われるので、まずは郡内で協議を行っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

志田延子君。

○11番（志田延子君） 再質問というよりも、これはオリンピックということで千載一遇のチャンスですよ、一宮町で開催されるということは。

私は、一宮町だけではなくて、他の町村からも、議員の方たちからも、ぜひこれは、今回は一宮町が主体となって、レガシーとしてオリンピック道路ができたんだよというふうな、グリーンラインね、そんなようなことも考えて、一生懸命で中心になって運動をしていただけるように皆さんにお願いできないかということをお願いされたので、多分町長にもその声が聞こえていると思いますので、できれば町長のお考えもお聞かせ願いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私も郡内のさまざまなお立場の方から、この件につきましては一宮町が中心で進めてはどうかということでお勧めを頂戴しております。既存の枠組みとの接合も

慎重に行わなければならないんですけれども、また迅速に対応する必要もございますので、今後速やかに、既存の枠組みのほうを起動しながらどういう形で現状に対応していくか考えていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） よろしいですか。

○11番（志田延子君） はい。ありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

---

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（島崎保幸君） 次に、14番、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。質問に入る前に、去る8月22日、23日の台風9号の強風により、一宮町でも家屋被害や倒木等による停電、農業施設や農作物等への被害など、多大な災害を受けました。被害に遭われた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

私の今議会での質問は、前議会からの関連もあり、引き続き町長の政治姿勢で2点、国保問題、農業問題と3点の質問をいたします。明確な答弁をよろしく願いいたします。

第1は、町長公約の最大のかなめである財政強化策の検討状況であります。

町長就任から3カ月が過ぎ、多忙な公務を過ごされている中だとは思いますが、公約実現のためのかなめである財政強化策の進捗状況はどうか伺います。

まちづくり条例の先進例を見ても、1つの政策テーマについて、その政策を持つに至った動機、政策決定段階から審議のプロセス、先進事例の研究・検討過程からの公開が望まれております。財政強化策という政策課題の動機については、これまでの文章等でよくわかりますけれども、どう実現に至るのか、この道筋がよくわかりません。

厳しい地方財政の時代、誰しもが豊富な自主財源を望んでおります。ある自治体では、工業団地をつくり、工場を誘致しようと働きかけ、税の優遇措置まで用意をしました。しかし、企業が安い労働力を求め、生産拠点を海外に求めるなど、呼び込み型の誘致は失敗をしております。企業は、もうけが第一の目的であるために、採算が合わないと判断をすれば容赦なく撤退するからであります。

町長の財政強化策という公約、多くの町民が期待を寄せており、投票されたと思っております。町政の執行者となった今、どう政策の実現を図っていくのか、どんな段取りをとっていくのか、プロジェクトチームをつくって研究課題を提起しているのか、アクションをどう起こし

ているのかを具体的に示していただきたいというふうに思います。

2点目の問題、町長の報酬カット問題について伺います。

6月議会での答弁では、公約していない旨の発言が前段であり、再質問の答弁では「政治家としてみずからの知見を蓄え正しい判断をするためにも、また正しく行動するためにも、一定の収入というものが必要でございます。これが一体どれぐらい必要なのか。そういったことについては、残念ながら今全く五里霧中でございます。私は法定で定められた法定の全額を受領して、それをフルに使ってそのあたりの見きわめをして、それから私自身の公給をそのまま受領するか、あるいはまた何らかの形を考えるかは、その先にまた決めたいと考えておりますが、現在のところでは減給の意向は全く持っておりません。」と答弁されております。

あれから3カ月経過した今、一定の見通しがついたのではないかというふうに思いますが、改めて見解を伺いたいと思います。

次に、国民健康保険問題について伺います。この問題についても、前議会で取り上げてまいりました。

町長答弁の中で、「国保財政は大変厳しい状況にあります。私は町民福祉の観点から見て、税負担について考えることは大変大事なことだと思います。もちろん一般論として申し上げれば低いのにこしたことはない」云々、このように述べております。

この答弁の重点は、国保財政は大変厳しい、こういう認識であり、税負担をする加入者世帯の経済実態についての厳しい現実への認識が弱いように受け取れました。一般論として申し上げれば税負担が低いのにこしたことはない、この程度の認識の受けとめ方のようにあります。

しかし、私が問題提起したのは一般論ではなく、町の国保加入世帯の平均世帯が真面目に国保税を納め、年金を納めていくと生活保護世帯の暮らしよりも厳しくなってしまうという経済実態であります。これは異常でしょう。生活保護世帯も年々保護費が厳しくされ、満足なものとは決して思っておりません。

憲法25条には、国民の生存権と国の社会的任務、これをうたっております。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」2項として、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」こう規定しています。

そのセーフティネットとして生活保護法が設けられています。国保財政問題の一番の根本

は、国庫負担の割合を増額してもとに戻すことです。全国知事会が要求しているように、1兆円程度の増額が必要です。あらゆる機会に粘り強く国に国庫負担の増額要求をする意思があるのかないのか、もう一度伺いたいと思います。

前議会での町長答弁では、「平成30年度以降、この国保財政が県に移管されるので、県の運営に期待を寄せさせていただき、その中で町にできることを模索しながら、町民福祉について尽力したいと考えております。」こう述べておりました。

国保の県一本化が町長の期待するような町も加入者も負担軽減につながるものであるかどうか、検証が必要であります。

そこで伺いますが、平成30年度より国保財政の県一本化とは国保加入世帯、これは住民であります、この住民にとって負担軽減が望めるのかどうか、また、そうでないのか、仕組みを簡単に説明願います。

私も限られた情報の中で、国保の都道府県化を調べてみました。この問題が始まったのは2014年、平成26年に成立した医療介護総合確保推進法の中で、都道府県が地域医療構想、ビジョンを策定することが義務づけられ、この地域医療構想で都道府県ごとの医療給付体制の枠組みを決めて、医療費の大きなシェアを持つ国保を都道府県化することで医療費を削減しようと動き出した、こういったことが始まりであります。

2015年、平成27年5月に、持続可能な医療保険制度改革を構築するための国民健康保険法等一部改正をする法律、これが成立し、この法改定で2018年、平成30年度から国保の都道府県一本化が決まり、保険者は都道府県と市町村と、こういうことになるようになっております。

実務は市町村が行い、賦課徴収、給付や検診等の部分は今までどおり市町村が行う、こういうことになります。一方、都道府県は、財政を握る大きな権限を持つということになります。狙いは国保を医療費の適正化という名の削減の道具にするためと言われております。

ことしに入って1月18日、都道府県国民健康保険運営方針策定要領（案）が初めて示されております。これはガイドライン、案と言われております。今後、都道府県が行うことについて、4点、1つとして2017年、来年度中に国民健康保険運営方針を市町村と協議して策定する。2つ目として、医療給付費見込み、所得を加味した1年分の事業費給付金を決定し、市町村に賦課をすること。3点目として、国が提示する標準的な保険料算定方式、これに基づき都道府県標準保険料、保険税として取っているところもありますので、保険税率を出す。市町村もこれを参考にして保険税を決定する。4番目として、都道府県は必要な保険給付費

を市町村に支払い、さらに保険給付の点検を行う。こういうことであります。

この中で、都道府県国民健康保険運営方針とは、都道府県としてその県内市町村が一体となって財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課徴収、保健事業、その他事業の事務も共通認識のもとで実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が県内の統一的な運営方針を定める必要がある、このようにしております。

また、この方針については、技術的な援助であり、法的義務ではない、このようにも言っております。この運営方針、ガイドラインに定めるべく、項目として8点挙げております。

最初の4項目は、必須項目として述べられております。その1つとして、国保の医療に要する費用及び財政の見通し。2つ目として、市町村における保険税の標準的な算定方法に関する事項。3点目として、市町村における保険税の徴収の適正な実施に関する事項。4点目として、市町村における保険給付の適正な実施に関する事項。

また、任意項目としては4点。5項目めとして、医療に関する費用の適正化の取り組みに関する事項。6点目として、市町村が担う保健事業の広域的及び効率的な運営推進に関する事項。7点目として、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、その他の関係施策と連携に関する事項。そして8点目としては、2から7番目に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互の連絡調整及び都道府県が必要と認める事項、このようになっております。

これらは技術的な基準であるので、法定外繰り入れを禁止することは法的にはできない、このように解されております。しかし、県への納付金決定には一定の算定式のもと、市町村は標準保険料を参考に保険税を賦課し、100%納付が義務づけられていることとなります。その際、その額は収入済み額ではなくて調定額、こういうことが言われております。

このような内容を知り得る範囲で見ても、負担の縛りが厳しくなりこそすれ、町民の負担軽減につながる要素は見えてきません。目的が医療費適正化の名のものと医療費抑制・削減であり、国庫負担抑制・削減に向けられているからであります。

繰り返しますが、平成30年度より国保財政県一本化とは、町長の期待する住民にとっての負担軽減が望める制度になるのかどうかの説明を求めます。あわせて、町として住民の置かれている厳しい経済実態についての救済策を伺います。

最後に、農業問題について伺います。

米や梨、トマト、キュウリなど、収穫の秋であります。相次ぐ台風被害に見舞われ、厳

しい実態となっております。農作物の被害状況と町としての対策があれば示していただきたいと思っております。

2点目として、米は5年連続生産費割れの状況であり、一宮町の米の生産費割れの損失額は毎年1億円を超える状況が続いております。非常に深刻です。米生産費の3割が労賃であり、現況では労賃は満足に出ない状況であります。

以前の低米価に対する政府への緊急対策を求める要請の中でも、低米価の理由として、米の消費が減っている中で市場に米余り、だぶつきが起きていることが原因と言われておりました。対策として、主食用米の市場からの隔離政策を求め、古い政府備蓄米、この更新などで対応していただきたい、こういう要求をしてまいりました。

しかし、政府は、需給調整のための市場介入はしない、こういう態度を一貫しております。しかし、強い農家の要望に押されて、主食用米の一時的な倉庫への隔離、餌米に補助をつけて主食用米から飼料用米への転換を薦めてきたのが現状であります。

餌米は、生産調整にもカウントされ、目標どおり決定、実施された場合には、農家や組織には戸別所得補償制度、この直接支払交付金があり、民主党政権時代に導入されましたが、現在の安倍政権になって、この交付金は10アール当たり7,500円と半減されました。平成30年度には廃止されます。

低米価の原因が米余りというなら、その原因をつくっている政策はやめるべきであります。

ガット・ウルグアイ・ラウンドで義務づけられているミニマムアクセス米、毎年77万トンの輸入や、これは米どころの新潟県の米生産量よりも多い数量であります。

T P Pが発効した場合、さらに毎年6万トン以上の外国産米が流入することになります。そして、7年後には関税撤廃の再交渉が盛り込まれている協定であります。これを何としてもやめさせる、T P Pは批准しない、この声を強く主張することが必要です。

T P P問題は、秋の臨時国会が批准するかどうかの正念場です。農家の声は、5年後の農業を見据えた中では、確実に離農、耕作放棄地がふえると話されております。機械や施設が壊れれば、もう農業は続けられない、更新できない、こういったこともささやかれております。

労賃の満足に出ない農業では、後継者は生まれません。町長は現場主義に徹すると表明しておられます。農業の未来を疎外する要因は取り除かなければなりません。T P P協定は米だけの問題ではありませんが、T P P協定は批准するなとの声、国政に届けるアクションを強く求めます。この点での見解を伺います。

農業は、魅力的産業になる仕事であります。自然の影響も強く受ける、地域にとっても

多面的な機能も果たしております。農業を持続的に発展させる対策としては、欧米並みの価格保証と所得補償制度の確立、これがどうしても必要です。国の一貫性のない農政には、町長の言う現場主義に徹して、事あるごとに国に物申していただきたいと考えます。

この点での見解を伺いまして、1回目の一般質問を終わります。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 焔場博敏議員のご質問、1の町長の政治姿勢についてというところでのご質問にお答えを申し上げます。

まず1つ目といたしまして、財政強化策検討の進捗状況はというところでございます。

頂戴したご質問、大変短いものでございましたが、主意として大変長くお話をいただきました。いただいたことに全てお答えできるような形になっているかどうか、心もとないのでございますけれども、頂戴したご質問への回答として、私のほうで用意させていただいたものを中心にまずは申し述べたいと思います。

私は、財政力の強化のためには、今ご質問の中ございました、例えば工業団地を造成して、税率の点で税制上の保護を加えて、企業を誘致するというような大規模なプランなどもございます。そうしたものが多く失敗に帰しているというふうにお話がございます、それはおっしゃるとおりと、私も同様の認識を持っております。

それを踏まえて、私は、いたずらに大きなプランをつくるよりも、一つずつマイクロレベルでの施策を積み上げていくこと、それが積み上がって行って、編み上がっていくことで結果的に財政力の強化につながっていくと、そういったことを目指すのがより現実的であり、また効果的であると考えております。ソフトの面での対応を中心にまずは積み上げていくべきであろうというふうに考えております。

最近始めたことといたしましては、町の事業者の皆様のとにかく収入増につなげたいということから、商業関係では、各種の町主催の観光イベントがございます。こちらのイベントへ町の事業者の皆様を従来以上に巻き込み、当日、物品・食品販売などで存分に収益を上げていただくということを系統的に、担当課の皆さんと協議をしながら行うようにいたしております。また、先ほど、行政報告でも申し上げましたが、まちづくり会社による旧市街の再活性化プランも始動したものでございます。

農産物の拡販のためには、メロン、梨などにつきまして、私がいたしたことでブランド



性を高めていきたいということから、従来とは異なる贈呈先、皆様に話題にさせていただけるような贈呈先なども考案をしております。台風の落果被害というものが梨についてございました。先ほど行政報告でも申し上げたとおりでございますけれども、それをきっかけにいたしまして、傷のある梨を出荷する、そして、ジュースの原料として使うというような回路を私のほうで、JA長生とヤマザキのほうとの関係なんでもございますけれども、そういった回路を開かせていただきました。

こういった回路につきましては、使っていただくかどうかは農業団体、あるいは農業従事者の皆様ご自身のご判断に最終的には委ねられると思いますが、私といたしましてはそうしたことを少しずつ考えております。

観光につきましては、外国人の方々への観光サービス拡大につきまして、いろいろと考えております。民間の事業者の方々から聴取、意見の聴取をさせていただいているところであります。これから、商工業、農業、観光その他、町の事業者の皆様が、従来に倍して収益を上げていただけるような施策を各種考案して、一つ一つ積み上げていきたいと考えております。

また、そのためには大変情報発信が必要でございます。情報の収集と発信ということが必要でございますが、ウェブを使った一宮町の魅力の発信ということも、今後ホームページの改修ということを契機に格段に強めたいというふうに考えております。特に私といたしましては、千葉県内というよりも、東京都、神奈川県方面、外部のほうにプロモーションを強めていきたいというふうに考えております。

また、新規移住の促進ということでございます。税収の増加ということでは、住民税の増収ということも大変大きな問題になります。町の事業者の方々の収入増というのは、私としては、事業税、直接考えるところでは事業税でございますが、また事業税として、例えば必要経費もかさんで規模は大きくなったけれども、収入が、何というんでしょうか、税収としては反映されないという場合もあるかもしれません。

しかし、町の事業者の皆様が経済規模が大きくなるということ自体が、地域経済を大変元気づけていただけるとお思いますので、私は、まずは町の事業者の皆様の収入をふやしていただくということの一つ一つ積み上げていきたいということではありますが、一方で住民税をふやしていくということが必要でございます。

こちらではまだ具体的に始まっておりませんが、まずまちづくり会社、先ほどもご報告申し上げました、まちづくり会社のサーフィンのモニターハウスなど、この試みを注視いたし

ております。ここから移住者誘導の効果を発揮していただけるのではないかというふうに考えております。町主導の移住フェアというものは、今後戦略的に考案し、実施をしていきたいと思っております。

以上のとおり、進捗状況といたしましては各種個別政策を積み上げていく作業がそれぞれ起動しつつある、初動段階であるとお答え申し上げます。いずれにしても、今後とも常に収入増を念頭に各種施策を立案、実行してまいります。そうしたことの集積の結果として、財政力強化を実現していきたいと考えております。

プロジェクトチームをこれから立ち上げるということにつきましては、私はそうした考えを今持っております。この3カ月の時間の中で、町の職員の皆さんと交流を深めさせていただきまして、これから私のほうから皆様に呼びかけて、ともに原案をつくる、そうしたチームをこれから組織していきたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

また、町長の報酬カット問題についてということで、あわせてお答えいたします。

私は、町長報酬のカットは現在全く考えておりません。6月議会の後に、町政の重要な案件にかかわる調査で、私はそれなりの額を費やして政治的な知見を固めることがございました。こういった4カ月未満でございますが、在職期間を通じまして町政を正しくリードしていくためには、やはり相当の政治活動が必要である。個人の暮らしの中に、ほぼ境界領域が判然しなくなるような形で政治活動というものも入っております。そういった状況の中で、これはかなり必要であるということを感じいたしましたので、町長報酬のカットにつきましては、今後とも私自身がやむを得ず行う必要があるというふうに判断させていただく場合以外は考えることがないと申し上げておきます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、畑場議員の2番目の関係、国保問題につきまして私のほうからお答えいたします。

国保財政の県一本化でございますけれども、これは平成30年度から行われるものでございまして、町が収納した保険税を千葉県に対し納付金として納める仕組みでございます。納付金につきましては、国のガイドラインにより、県が市町村と協議し、その設定のあり方を決定いたします。そのため、去る7月25日から県からアンケート調査の依頼がありまして、8月19日までに各市町村が提出いたしました。

内容につきましては、従来の算定方式に加え、医療費水準を考慮し二次医療圏ごとの保険料設定とするかどうか、年齢構成、それから所得水準をどのように、どの程度反映させるかなどでございまして、町といたしましては、なるべく現状の保険税が軽減されるような回答をしております。現在、県では、市町村の異なる現状を踏まえまして、具体的な検討がなされている段階でございまして。

国保財政の規模が拡大され、財政支援策も講じられますが、広域化による保険税負担につきましては、いまだ不透明な部分が多いというのが現状でございまして。したがって、負担軽減につきましても、現在のところ明確なお答えができない状況でございまして。今後、県による具体案が示されることとなりますので、町としても内容について注視してまいりたいと思っております。

次に、住民の厳しい実態についての町の救済策ということでございまして、一般会計からの法定外繰り入れという手段があります。しかし、この方法は、独立採算の原則や受益者負担の原則からすると国保に加入していない人に対して公平性を欠くことにもなりますので、慎重な判断が必要でございまして。さらに、広域化に係る国の国保運営方針策定要領によりますと、決算補填等を目的とした法定外繰り入れは、解消または削減すべきものというふうに定めております。まずは平成30年度からの広域化により、国保加入者の負担がどのようになるか見きわめたいと考えております。

また、この8月に全国町村会が国に出した要望の中に、医療保険制度の一本化の実現というものがございました。公的医療保険を全国民に共通する制度として一本化するよう求めています。このように全国的に見ましても、国が責任を持って制度の改革に臨む以外、打開策はないのではないかとこの動向もありますので、町としても引き続き国へ負担軽減の要望をすることとともに、制度の行く末を注視していく考えでございまして。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、3番目の農業問題についてお答えいたします。

1点目の農作物の被害でございまして、8月22日の台風9号による被害では、農作物の中で特に梨が大きな被害を受けており、現地確認をした約20ヘクタールのうち、7.6ヘクタールで果実の落下が確認されました。なお、多くの梨畑では3割程度の落果被害でございましたが、場所によっては7割落果した畑もございました。被害額は市場価格で約2,000万円程度と見込まれております。

農業施設につきましては、梨の防風網や防災網の破損が見られました。こちらも現地確認

した約20ヘクタールのうち10ヘクタールの畑が被害を受け、被害額は約8,400万円程度と見込まれております。また、ビニールハウス、ガラス温室も被覆材の破れやガラス破損など、約1.6ヘクタールの施設が被害を受け、被害額は約8,600万円程度と見込まれております。

町としての対策でございますが、施設の復旧に要する費用に融資資金として、農協の農業近代化資金、日本政策金融公庫のスーパーL資金、セーフティネット資金がございます。それぞれ要件はございますが、低利率で融資を受けることができます。

また、千葉県県の単農業災害資金につきましても、今回の台風9号は対象となりましたので無利子、これはまだ予定でございますが、無利子の借入れが可能となっておりますので、被災者に対しこれらの農業制度資金の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、今後の災害対策として、千葉県の補助である「新！輝け千葉の園芸」を活用して、梨の多目的防災網を新規で設置できますので、今後の災害時の被害を最小限に抑えていただけるよう、この事業についても周知を図るとともに、各種補助制度につきましては役場事業課窓口にて相談を随時お受けしておりますので、ぜひご相談くださいますようお願い申し上げます。

2点目の、現場の声を国政に、とのことでございますが、ご指摘のとおり、米価の下落、先行き不透明なTPP問題、農家の高齢化による耕作放棄地の問題など、現在の農業は課題が山積みとなっております。過去にも農林水産大臣宛てに、米価下落に伴う緊急対策やジャンボタニシ駆除対策などを要望してまいりましたが、今後も近隣市町村と連携し、国に対し米価対策や補助制度の拡充、これら支援を強く要望していく考えでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 畑場博敏君に申し上げます。

質問の途中ですが、会議開会后1時間20分経過いたしましたので、ここで15分程度の休憩といたします。ということで、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時23分

---

再開 午前10時40分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 大変申しわけありません。先ほどの畑場議員の3点目の農業問題につきまして、答弁に修正がございます。

梨の防風網、防災網の破損の被害額につきまして、先ほど8,400万円と申しましたが、840万円の間違いでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1点目、財政強化策についての再質問を行います。

いたずらに大きなプランをつくるよりも、一つ一つのミクロレベルの施策の積み重ねで効果を上げることが現実的という考え方には、これは理解できました。インターネットによる一宮町の魅力の発信や、まちづくり会社の旧市街の再活性化プラン、それからサーフィンモニターハウスなどで移住者誘導など、未知の分野ではありますが活性化につながる可能性があると思います。

しかし、このどれもが玉川町政の継続事業であり、国の各種戦略の交付金、これは地方創生交付金を使つての事業であります。馬淵町長は選挙公報で「収入を倍増して高水準のサービスを提供します」と訴え、「国の財源に頼るだけでは原資が足りません。」「財源を倍増してインフラ、福祉、教育、文化活動など、暮らしのクオリティー向上に充てます。」こう公約しておりました。

私の質問したいのは、国の財源に頼るだけでは原資が足りないほどの公約をして、町民はその手腕に期待をし、公約の実現を望んで投票したわけでありますから、その期待を裏切らない財政強化策を伺いたかったわけであります。妙案がなければそれでもいいんですが、あるのであれば再度伺いたいと思います。

次に、報酬カット問題での再質問いたします。

6月議会でカットは公約していないし、全額受領する旨の答弁でしたので、一宮民報でやりとりの報告をさせていただきました。その後、町民の方から町長が報酬カットしないのはおかしいではないかと訴えられました。その方は、当時、玉川町長の2期目の初め、特にカットを公約しなかったということで全額受領した時期があったこと、そのことで後援会で問題になり、会議を持ったことを話してくださいました。

場所は創作の里、参加者は玉川前町長含め10名だったこと、会議の進行を現馬淵町長が行い、「報酬20%削減は今までどおり行っていただきたい」とある会員が述べ、会議進行の馬淵現町長が「わかりましたか、玉川町長」と発言をし、報酬20%カットの実行を迫ったというものでありました。

私は、その後9月議会に20%報酬カットの条例が提案されましたので、内情をこれほどリアルに聞いたので、9月議会に条例提案がされた件は今になって納得がきました。その方は、「馬淵町長は中心当事者だったので、みずからの報酬カットをしないのは納得できない」こうっております。この方の言うように、この事実はあったのでしょうか。お答え願いたいと思います。

前任者には20%カットを求め、みずからは全額受領する、町民にどう説明するのか、お答え願いたいと思います。

次に、国保問題について再質問いたします。

答弁いただきましたが、国保が県一本化されても加入者負担が軽減される見通しはわからないということがよくわかりました。平成30年度から県一本化で加入者負担軽減につながるかもしれないという甘い期待を持つのは間違いではないでしょうか。

国が思い切った財政出動をしない限り、加入者負担軽減は制度がどう変わろうが望めません。国への国庫負担増額要求は、町村会を通じても毎回出すべきであり、強く求めるものがあります。

一方、住民の厳しい経済実態についての町の救済策は、緊急避難的にも実施すべきであります。あわせて予防医療の観点から保健事業も引き続き先進地等の研究をし、健康なまちづくりの努力を求めるものであります。医療のセーフティネットの観点からの税の引き下げを求め、これについても見解を伺いたいと思います。

農業問題について再質問いたします。

魅力ある農業、魅力的産業として発展させる上で、T P P協定を批准しない取り組みは欠かせません。町長も、前議会で日本農業衰退の要因として、工業製品の輸出を促進するために国内農業の関税による保護を下げたことを挙げていました。

T P P協定の影響については、「もしこれが進むということであれば、町のほうでも的確な対応をとっていききたいというふうに思います。全体としては関税を下げていくということでもありますので、私どもは相当覚悟して対応をする必要があろうかというふうに考えております。」こう述べておられました。

政府は、今臨時国会で、T P P協定批准を一気に進めようとしています。T P P協定批准阻止の要請などを含め、もう一度答弁を願いたいと思います。

以上、再質問よろしくお願いたします。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 舩場博敏議員から頂戴しました再質問へお答えいたします。

ちょっと順番を前後させていただいてもよろしゅうございますか。町長報酬カット問題でございますが、玉川町長の2期目の最初に後援会で報酬カット問題の議論があって、私もそこに中心人物の一人として参加したということは事実でございます。創作の里で行ったのも、私もはっきりと記憶いたしております。

その時の議論なんでもございますけれども、玉川町長が、選挙が終わられまして、それまで1期目に20%カットをしてこられて、そして2期目の選挙に臨みまして、そのときは特に選挙の際は報酬カットの問題は提起をされなかったわけでございます。

その後、当選をなされた後に、1期目の経験を踏まえて言うと、大変交際費その他、私が申し上げたことと通じますが、政治活動費がどうしてもかかる。そこで、十分に受領して、そして町民の皆様への政治家としての責務を果たしていきたいというふうにおっしゃったわけでありまして。

その議論を受けまして後援会、またもう一つおっしゃっていたのは、20%カットということが恒例化すると、これからの新しい方が挑戦することの阻害要因になるであろうということもおっしゃっておられたと記憶します。

そうした中で議論がありまして、私を含めてそのとき考えましたのは、もし報酬カットを撤回されるということであれば、選挙の際に明言されて、そして進むべきではなかったかということでございます。選挙のときにそのことについておっしゃらなかったのも、恐らく有権者の皆様は町長の姿勢の継続に期待を寄せていらっしゃる。そういうことであれば、これを急に撤回されるのは、皆様のお気持ちに逆らうのではないかとということで、理由は私も含めて皆納得したと存じますが、手続き的に問題があるのではないかとということで、このままお進めになられるのがよろしいというふうにお話を差し上げた記憶がございます。

今回の私の事例につきましては、私は当初よりそういった考えを持っておりませんでした。町民の皆様にお約束を差し上げたわけでもなく、これまで20%カットをしてきたわけでもないのでございますから、この問題について当時玉川町長にそういう状況下で町民の皆様へのご説明ということからすると、お避けになるべきではないかと申し上げたこととは重複しない事例であると私は考えております。

しかも、この20%というそもそも数字も、根拠は那邊にあるやということでもあります。たまたま一宮では20%でございますが、他の町村で減額される方もさまざまでございますね。ということは、それぞれの立場で妥当な金額というものをそれぞれの状況下で判断していく

ものではないかと、私は考えている次第であります。

以上が、報酬カット問題についての私の再質問へのお答えでございます。

それから、1つ目でございますけれども、財政強化策につきましては、私は2つ、観光の振興といったことと、移住の促進といったことで、これを2本柱で考えております。個別にはたくさん私の中にアイデアがありますけれども、これをつなげて一つのモデルとして渦にしていくためには、これから役場の職員の皆様のご協力も仰ぎながら、プロジェクトとしてまとめていきたい。また、民間の皆様にもアイデアを頂戴しながら、徐々にこのプランを大きくまとめていきたいと思っております。

現在、始まったこの国の補助金の地方創生プランでありますけれども、確におっしゃるとおり、これは玉川町長のときに原案がつくられたもので、それを私が実施することになったものであります。そういうことでは私が選挙後の新聞のインタビューでも申し上げましたが、前町政の積極的な面は引き継ぐと私申し上げたんですけれども、そういった、私も慎重にこれは検討し、また判断させていただきました。

使い方によって、確実に資する面があるというふうに判断いたしましたので、私としては担当課の皆さんとじっくり話をしながら、それまでは実はもっと不定型なものであったんですけれども、はっきりとした輪郭のものにしまして、民業圧迫がない、確実に成果が上がるという形に落とすまいりました。

そういう中の具体化するところにおきまして、私は一定の事業、担当課の皆さんとご一緒に私はそれなりの役割を果たしてきたというふうに考えております。玉川町長の政策を積極的に引き継がせていただいた事例の一つであるというふうに捉えていただければ幸いです。

国の補助金であることにつきましては、私は国の補助金というものが、短期のカンフル剤としてそれで一瞬だけ元気になって、また元気がなくなるということでは意味がないと考えております。その栄養剤をもとに、みずからの健康が増進する、そうしたことにつなげていくということが戦略的に必要だ。しかし、そのためにはやはり補助金はこれからも食欲に取っていききたいというふうに考えております。

先般、私も全体会のときに藤乗議員からおっしゃっていただいたと記憶しますが、常に外から来るプランに受け身で対応するのではなくて、役場のほうであらかじめこういうのがいんじゃないかというプランをつくっておいて、そして外から来る枠組みにその中から対応していったほうがより生産的であろうということをいただきました。

私もそのとおりだと考えます。今後プロジェクトチームを私のもとに起動させまして、そ



の中でそうしたプランをまとめていきたいと考えております。

以上、杵場議員の町長の政治姿勢についてのご質問にお答え申し上げます。以上でございます。

○議長（島崎保幸君）　そして、杵場議員、どなたに。

○14番（杵場博敏君）　町長に。

○議長（島崎保幸君）　馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君）　国保の問題につきましても、これはおっしゃるとおりであると私も考えております。県による税率の、要するに設定ですね。実際に私どものところの国保の加入者からどれだけの税金をいただくかの算定を県のほうが受け持つということなんですけれども、収支につきましても私どものほうで受け持たなければいけない。しかも、どうも今までの状況を踏まえて、県下一つにまとめるわけでもないということで、何がメリットなのかどうもはっきり見えない状況であります。

私どもといたしましても、こういった改革がまだ、何ていうんでしょうか、不透明なところがある中で中途半端な判断をしてはいけません。もう少し見守った上で、杵場議員にもおっしゃっていただいたとおり、必要な状況下におきまして、私どもの判断をいたした上で、国あるいは県へもしかるべき要望はしかるべき回路でまた上げていくことを検討したいというふうに考えております。

もう一つ、農業につきましても、これにつきましても、TPPに対するこれを慎重に進めるべきだということ国へ要求するというところでございますけれども、これも国保と同じく、従来、これにつきましても今後必要に応じて私どもは上へ要望を出していきたいと考えております。

TPPにつきましても、玉川町長のご在任のときに、TPPについての要望書を、原案をまとめられたと伺っております。それは長生郡の町村会ですという運びだったそうでございますけれども、結局それはそのまま要望書として国へ上げないままになっているということでございます。

現在の長生郡の町村会長、長生村のほうに小高村長が今会長でいらっしゃいます。今後そちらのほうへも諮りまして、国保も合わせて、他町村の状況もよく見きわめた上で、できれば町村会全体として対応していきたいと、あわせて、そういった考えを持っております。

つまり、改めて申しますと、上へ要望するということについては、私どももそういった必要があるということについては、そのように考える部分もありますので、これからその対応

につきまして、しっかりと自分みずからの姿勢を決めていきたいというふうに考える次第であります。

その際、長生郡の全体で行動できればというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 答弁漏れがあるんで、お願いしたいと思います。

国保の問題での国への要望についてはわかりましたが、緊急的な救済策、この答弁がありませんでしたので、やるのかやらないのか。

○議長（島崎保幸君） 秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） 緊急的な救済策ということでございますけれども、先ほど答弁で申し上げましたとおり、他の健保の加入者との公平性を欠くことがありますので、もうしばらくその件につきましては検討が必要と考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問に対する答弁は終わりました。

焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 今の課長の答弁は、では町長の考えということでよろしいですね。

それでは、それぞれもう再質問はできませんので、まず報酬20%カットの問題については、一般的には町長の考え方の問題なので、町長の判断に任せるべきであると思いますが、先ほどの前町長とのやりとりを考えると、カットしないのでは世間では通用しないんじゃないかと、このように思います。

財政強化策の問題、これはやはり積極的な警鐘、これは当然必要であって大いに進めていただきたいと思いますけれども、そのほかのさらに積極的なものというのはやっぱり願望と公約とは違うわけで、至急それは示していただきたい。プロジェクトチームをつくるという一つの前進面がありますので、それは決定過程を逐一また機会あるごとに議会にも報告をしていただきたいというふうに思います。

あと、国保の問題では、住民の厳しい現状に救済策が打てない、こういうことであればこれは冷たい町政のそしりを免れない、このように考えます。

T P P協定の批准阻止の問題、これは期間も迫られております。26日からたしか臨時国会再開されると思いますので、行動に期待をしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（島崎保幸君） 以上で、舛場博敏君の一般質問を終わります。

---

◇ 袴 田 忍 君

○議長（島崎保幸君） 次に、8番、袴田忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

私は4点ほどございますので、1点ずつ区切らせてやらさせていただきますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） はい。

○8番（袴田 忍君） まず、1点目でございますが、今非常にこの8月以降台風が多いとい  
うことで、先月8月22日の台風の件でお伺いしたいと思います。

まず、今回の台風被害、8月22日の台風9号における町内の被害状況、これについてお伺  
いします。先ほど、農作物に関しては事業課長からもお話は聞いているんですが、やはり建  
物とそれから道路の陥没など、そういったものに関しての被害の把握は町はできているのか、  
そして、その被害を受けた物件等に対しての支援はあるのか、まず、簡単なでございますが、  
この2点お願いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、台風9号の災害について、被害状況についてご報告い  
たします。

まず、公共施設の屋根の一部破損につきましては、新熊、大村、川間の3町営住宅及び駅  
前直売所、町の保健センターで被害を受けました。

また、一宮保育所におきましては、停電によりますエアコンの故障、臨海運動公園におき  
ましては、テニスコートのフェンスの破損、海岸広場におきましては、一宮号の車庫の破損、  
公民館におきましては、窓ガラス等の破損、一宮小学校におきましては、照明器具の破損で  
す。

また、道路におきましては、倒木23カ所やカーブミラーの破損4カ所、そのほか土砂崩落  
などとなっております。

民家の被害につきましては、保険の請求等に使用するための罹災証明書、こちらを9月14  
日現在で49件発行している状況となっております。

また、被害を受けた物件等に対しての支援についてですけれども、町税の減免につしまし

ては、別途条例案を提出させていただいております。また、国民健康保険税の減免及び国民年金保険料の免除につきましては、既に制度化されておるところでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問はありますか。

○8番（袴田 忍君） 再質問ではございませんが、要望で。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） この台風被害ですが、昨日は、台湾のほうでもかなりの被害を受けたということもあり、今後受ける可能性は非常にあるかなという気はします。

そういう中で、私は、この前、税務住民課のほうから資料でいただきましたが、条例の制定、そういったものについての資料をいただきました。私はこの総務課の資料の中でも、かなりの道路陥没であるとか、やはり一宮はハウスが多いということでビニールハウス、ガラスのハウス、そういった破損が多いという中では、やはり支援対策をきちんとしてはいけないんじゃないか。

その辺の条例づくりを求めたいと思いますし、もう1点、窓口に来て罹災証明書を発行していただく、罹災証明書を出しても支援が受けられないんだったらいいかという形でそこで引き返してしまう方もいらっしゃるんじゃないか。やはり私は窓口の対応というのは非常に大切なものになると思います。

ですから、やはり窓口のほうでもきちんとしたというか、これは失礼な言い方かも知りませんが、皆さんが来られる、簡単に話が受けられるような体制づくりで対応していただきたい。

そういう中で、こういった被害状況をきちんと把握するためにも必要なことかな。ちょっとした被害でもやはり町のほうに届けるべきではないか。そうするためにも、行政側の窓口の対応というのをきちんとしていただきたいということで、これを要望としてさせていただきたいと思います。

それでは、2点目のほうさせていただきます。これは、町ではこんな仕事をしているという、これは町の「わかりやすい予算説明書」でございます。これについて質問させていただきたいと思います。

これは平成21年度から全世帯に配布されていた「わかりやすい予算説明書」が、突然希望者の予約制度となりました。全世帯に配布するというので、町の予算に50万円計上されています。なぜ希望者の予約制に突然変更したのか。議会で決定した予算を議会に何の相談も

なく変更したのか。

実は、私も町民から指摘されるまでは、全世帯に配布されるものと考えていました。驚きました。配布方法の変更については、広報いちのみや8月号のお知らせ欄の片隅に、希望者は予約してくださいとあるだけなので、大半の町民は全世帯に当然配布されるものと考えていたと思います。

そもそも、わかりやすい予算説明書は、町の予算がどのような事業に使われ、どんな事業に重点を置いて編成されているのか、町民の皆様によく知ってもらうために法律で定める予算書では伝えきれない予算の具体的な内容をわかりやすく町民の皆様に知らせようと、前町長が平成21年度から始めたもので、ことしで8年目を迎えます。

中学生でも理解できるように、行政の専門用語を極力避けて、職員の方が工夫、努力して作成しているもので、大変わかりやすいと好評でした。今では長生郡内の市町村でも、同じような予算説明書が作成されています。私も質問を受けた場合、この町ではこんな仕事をしています、この予算説明書に従って説明をしております。大変利用しております。

役場が持っている情報を住民に積極的に公開し、住民と情報を共有することは住民協働のまちづくりの大事な柱でございます。今回の配布方法の変更は、町が今まで進めてきた情報公開の流れに逆行して、大きく後退するものではないでしょうか。

全世帯から希望者だけに配布する。突然変更され、町役場に申し出なければ受け取れない。ほとんどの町民は知りません。わかりやすい予算説明書のこの70ページには、この予算書は全世帯に配布しますと記載されています。

以下のことについて、3点質問させていただきます。

配布方法の変更についての周知徹底はできているのか。

経費節減の効果はあるのか。

住民が主人公のまちづくりの柱である、情報公開の後退ではないか。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） お答えします。

この「わかりやすい予算説明書」につきましては、ご指摘のとおり、町の予算がどのように決まり、どのような使われ方をするのかなど、町民の皆様と行政情報を共有し、よりよいまちづくりを進めるため、平成21年度から毎年発行しているものでございます。

1点目の配布方法の周知の関係でございますが、ご質問にもありましたとおり、広報いちのみや8月号でお知らせしたほか、誰でもいつでも閲覧できるよう町のホームページにデータ版を掲載したところでございます。

経費節減の関係でございますが、昨年まで全戸配布の場合は、4,200部を作成し50万円の経費がかかっておりましたが、今年度は試行的に希望者制とし、まずは100部を作成したところ20万円の経費でおさまりましたので、30万円の節減が図られたところでございます。

最後に、情報公開の後退では、というご指摘ですが、ご質問のとおり、まちづくりの主役は町民の皆様であり、協働のまちづくりを進める上でも行政と町民との情報共有は非常に重要なことだと認識しております。つきましては、ご質問の趣旨を十分に理解するとともに、行政運営が今まで以上に透明感のあるものとなるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） それでは、再質問を2つほどお願いいたします。

1つは、これは議会で決定した50万円という予算の中でしてきたことでございますが、議会に相談もなく変更したことについて、どうしてかということがまず1点お聞きしたいと思います。

もう一つは、情報公開という中では、やはりこれは私は後退してしまうんじゃないか。そういう意味ではやはり長である馬淵町長のこの見解をお聞きしたい。

この2点、お願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） まず、1点目のご質問に対しまして、私のほうからお答えします。

確かに予算50万円は議会で承認されたものですが、執行に当たりまして職員は常に最少の経費で最大の効果を考えて事務に取り組んでおります。先ほども申し上げましたとおり、昨年まで行っていなかったホームページに全文掲載した上で希望者制をとったものでございます。なお、希望が多くなれば増刷いたしますし、再度全戸配布もあり得ると考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員の再質問にお答え申し上げます。

私は、情報公開というのは、2つの側面からなると考えております。1つは、必要な情報を必要な方々に差し上げること、もう一つは、そうしたサービスが存在することについて、できるだけ多くの方にお知らせすること、この2つでございます。

まず、1つ目の情報の提供の仕方でございますけれども、私は必ずしも行政の情報を各人・各戸に配布することを前提とすると考えておりません。例えば、町長交際費でございますけれども、これはウェブ上に公開されており、どなたでもごらんになれます。しかし、各戸配布はいたしておらないわけでございます。これも一つの情報公開の適切な形であると私は考えております。

わかりやすい予算書の場合、私は全戸に配布するというよりも、必要な方が必要なときに容易に手に入れられればよろしいという、そうしたレベルのものだと考えております。そうした点からしますと、現在のサービス水準で問題がないと考えております。

ご希望の方には漏れなく、つまり、現在わかりやすい予算書というものはごらんになりたい方はウェブ上でいつでもどこでもごらんになれます。また、紙媒体のものは欲しい方には漏れなく役場で差し上げます。そういうことからしますと、情報の提供ということでは私は十分に公開性・利便性を確保していると考えております。なお、今回の例で申し上げますと、印刷したものにつきまして、配布後1カ月でございますが、ご希望の方が8名ほどいらっしゃったというところであります。

この周知のほうでございますけれども、広報いちのみやとホームページで行っております。これも周知の達成レベルからすれば、私は許容される範囲であるというふうに考えますけれども、さらに皆様に周知していただくためには防災無線での放送を行ってもよろしいかと考えております。

以上で、私はこのわかりやすい予算書を作成するというには意味があると考えておりますが、今の公開水準で特に問題はないというふうに考えているという次第でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） これは要望になるかと思いますが、実はやはりウェブでもインターネットでもこういったホームページでも見られるという状況でございますが、果たしてこの一宮町の中でどれだけの方が、どれだけの家庭でそれが普及してそれで見られるかという部分が、やっぱり僕は問題になるのではないかという気がするんですね。

やはり私は目で見えるもの、自分の手に来て初めてそういうようなものが自分の手に入った時点でわかるというのであれば、僕は非常に公開情報としてはありがたい。ただ、やはり

機械に無知な方であったり、今の高齢化社会の中で、なかなか機械を開いて見るというのは難しい、そういった状況の方にもそういったサービスをきちんとしなくてはいけないんじゃないのか。

私は、情報公開というのは、やっぱり誰でもが見られるものであって、誰でもが理解できるものがあってこそ、情報公開ではないかと思えますのでね。やはりそういったものでも今機械の普及でそういった状況でありますけれども、全戸家庭であり、そして皆さんの手にわたって初めて公開がされるような方法をやはり私はとっていただきたいと思っております。

これが、私の要望でございます。

○議長（島崎保幸君） 3問目。

○8番（袴田 忍君） それでは、3点目に質問させていただきます。

3点目は、オリンピックサーフィン開催に向けての町の振興策ということでございますが、国際オリンピック委員会が8月3日にリオデジャネイロで開催され、サーフィンが東京オリンピックの追加種目として正式に決定されました。

一宮町が会場予定地として公表もされました。関係者のこれまでの努力が実ったということになります。今後は国際オリンピック委員会と国際競技団体、組織委員会で予定地の調査を行い、12月の国際オリンピック委員会理事会で正式に決定されると聞いています。

オリンピックサーフィンの開催は、一宮にとって百年に一度の町の発展に大きなチャンスだと私は思っております。そこで、町の振興策についてお聞きします。

まず、1点目でございますが、駅の東口改札についてお伺いします。

東京オリンピックでサーフィンが開催されると、大勢のお客様が一宮町を訪れます。選手は、東京晴海の選手村から高速道路で移動しますが、一般の観客は、JR上総一ノ宮駅のあの狭い西口を利用することになります。今さら私が言うまでもなく、町、町民の要望の第1位を占めるのが、駅東口の開設、これは以前からも言われております。町が発展するためにはどうしても実現しなければならない課題でございます。

今こそ駅東口開設を進めるために、JRや県と交渉する絶好の機会だと思いますが、今後の見通しと進捗状況をお聞かせください。

2つ目は、道の駅についてでございます。

会場予定地として公表されている釣ヶ崎海岸には、キャンプ場跡地があり、現在は保安林として県が管理しています。かつて町が道の駅を検討したときに、最適の場所としてこの場所が挙がりましたが、保安林の解除が難しいということで棚上げになったと聞いています。



今回、オリンピックサーフィンの開催に当たって、仮設観覧席や駐車場の用地を確保するために、千葉県が保有林を解除する可能性が指摘されています。オリンピックサーフィンの誘致に当たって、一宮町はいすみ市と連携して進めてきました。オリンピック開催後も、いすみ市と協力してここに道の駅を開設すれば、いすみ市の水産物、一宮の農産物、大きな魅力のある道の駅ができ上がるのではないのでしょうか。

言うまでもなく、今や道の駅は、単に道路利用者の休憩施設から、地域活性化の核として大きな役割を果たしています。いすみ市と協力してここに道の駅を開設する考えがあるか、見解をお聞きしたいと思います。

3点目は、オリンピックPRでございます。

12月、決定する前に、やはりあの道路にここにオリンピックが来るんだ、そういう意味でのPRのような看板があってもいいではないか。

そういう状況で、この3点、一宮町の東口開設、懸案となっている道の駅の開設、オリンピックのPR等についてのこの3点について、お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 袴田議員のご質問にお答えします。

日本時間8月4日午前5時ごろ、国際オリンピック委員会会長より、2020年東京五輪パラリンピックの追加5種目が発表され、サーフィンが選ばれました。そして、会長の種目発表後、副会長よりサーフィンの競技会場予定地は、一宮町釣ヶ崎海岸と発表されたとのことでございます。なお、競技会場は、12月の国際オリンピック委員会の理事会で正式決定されます。

ご質問1つ目の上総一ノ宮駅東口開設について、今後の見通しですが、平成23年6月にJRから東口開設について工事費、維持費とも町負担であれば協議に応じると文書をもらいました。しかし、町は、東日本大震災があり、老朽化した庁舎建設を優先すべきと考え、JRとの協議を27年3月まで中断いたしました。

協議は27年4月に再開しましたが、JRは1駅1改札口が基本で、特例で上総一ノ宮駅に2改札口をつけるのであれば、他の市町村がまねできないようなものをつくるのが附帯条件であるということでした。

オリンピックはまさしくその条件をクリアできるものと考え、9月7日にJRとの協議を始めたところでございます。先般、東京五輪パラリンピック組織委員会が一宮町に訪問され

たときも、現在の駅舎ではオリンピックに予想される人をさばききれないという見解であります。今後、オリンピック組織委員会と県、ＪＲと財政面を含めて十分に協議し、20年以上の町の懸案事項を解決してまいりたいと思います。

ご質問2つ目の、これも長年の町の懸案事項である道の駅開設ですが、オリンピックサーフィン競技会場予定地が一宮町釣ヶ崎海岸と発表された今、オリンピックに見合った駐車場、トイレもない釣ヶ崎海岸ですので、これからこういった会場にするか町はオリンピック組織委員会と県と協議をしていきます。協議内容は、逐次議員の皆様と相談しながら、オリンピック後の町がオリンピックをやってよかったと言えるように、できるものなら道の駅開設を視野に入れて進めてまいりたいと思います。

ご質問3つ目のオリンピックPR看板ですが、地方創生9月申請に100万円の予算を組み込みました。12月に国際オリンピック委員会の理事会で競技会場が正式決定されましたら、東京オリンピックのエンブレムをつけた看板、懸垂幕、ポスター、のぼり旗等を作成します。ただ、このエンブレムの取り扱いはとても厳しく、営利を目的としたお店等に飾ることは禁止されています。そういったことを踏まえ、適正箇所に看板等設置し、町を盛り上げてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

○8番（袴田 忍君） はい、あります。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ＪＲ関係の駅に関して、再質問させていただきたいと思います。

一ノ宮駅東口開設について、オリンピックサーフィン競技予定地を初めて9月7日にＪＲと協議をしたところに記載されております。その協議内容はどうだったのか、教えていただければありがたいと思いますが、どうぞお願いします。

○議長（島崎保幸君） 小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 袴田議員の再質問にお答えします。

9月7日のＪＲとの協議内容ですが、特例で上総一ノ宮駅に2改札口をつけるのであれば、ほかの市町村がまねできないようなものをつくるのが附帯条件であるということで、昨年4月の協議再開以降の協議ではその条件をクリアできず、なかなか協議が進みませんでした。

しかし、9月7日のＪＲ千葉支社との協議では、一宮町がオリンピックサーフィン競技予定地になったということで附帯条件はクリアでき、ＪＲは東口改札口開設に前向きの協議と

なりました。

協議内容は、現在想定しているオリンピックサーフィン競技の観客、1日当たり1万2,000人として、上総一ノ宮駅に到着する特別列車おおよそ1回につき1,000人を一度にさばくためには、現在の西口だけでは到底難しく、これから橋上駅舎にするには三、四年の期間では無理なスケジュールということで、東口改札口開設限定の協議となりました。

しかし、東口改札口開設実現には、早急なるJR側、町側の内部検討が必要で、お互いその検討内容をもって、急ではありますが9月26日が次回の協議となりました。

町の検討事項としては、簡易Suicaでもおおよそ6億円かかると言われる工事費、そのほか、年間維持管理費の負担等の決定が主で、平成32年のオリンピックに間に合わせるスケジュールは、平成29年度設計、30年から31年度工事というスケジュールしかなく、JRの検討事項は1駅2改札口という特例な駅をつくるということと、また普通であればあり得ないこの短期間スケジュールを実現できるよう、内部調整するということだそうでございます。

ちなみに、この上総一ノ宮駅東口改札口開設に関して、JRの財政負担はないそうです。JRが財政負担する駅は、最近では千葉駅、原宿駅など特に乗降客の特別多い駅に限って、計画前にJR東日本本社で発表しているそうです。オリンピックといえども短期間であり、上総一ノ宮駅はJRの財政負担の規定に該当しないことをはっきり言われました。

財政面ではいろいろ苦慮しますが、上総一ノ宮駅に東口改札口開設をする千載一遇のチャンスと考えますので、ぜひあらゆる補助金、交付金などいろいろ検討し、オリンピックまで何とか東口改札口を開設したいと思います。議員の皆様には逐次相談してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 質問とかいっぱいございますが、これはまた12月に質問してみたいと私思っているんですが、その前に要望としてございます。

これは、先般、吉野議員からもありました、一ノ宮駅の開設に向けたお話もちょっとこの前耳にした件で、私は要望なんでございますが、やはり東口改札は町民の願いでもあり、一刻も早く東口を開設して、駅そして商店街の活性化であるように私は行動していただきたいと思っております。

我が町の利点のみの要望ではなくて、東口が開設の暁には、JRにとっても利点があるようなそんな方法でいかないと、ちょっと無理がある。私は今千葉、これはちょっとした想定

でございますが、千葉駅は今大きな駅の建てかえをして、間もなく完成します。

そういう中で、近場の三越が業務を撤退したり、パルコが撤退したり、やはり商業にも利益、不利益があるような状況でございます。やはり私、一ノ宮駅もこの場合東口改札口に関しては商業、そういった町の活性化にもかなりつながるのではないかと。私はそういった意味でも駅だけではなく、町の活性化にも一緒につながれるような駅づくりを今後進めてもらいたい。

これは、やはり行政、町長、行政はもちろんでございますが、議員の皆様方にもやはりお骨折りいただいて、そういった完成図をもとに話し合いをしていただければいいのかなと私は思っています。

それからもう一つ、これは要望でございますけれども、やはり成田から無料バス、これは去年でしたか、無料バスがちょっと出た気がしますけれども、無料バスが東口ロータリーを使ったり、それから今現在無料バスが三角地点、海岸、それから釣ヶ崎、そして町というように東口がやはりシャトルバスの発着所になっておりますので、どうしてもやっぱり僕は東口のロータリー、駅の開設を望まれるんだと思いますので、そういった小型化のステーションビルも考えてもいいのかなという気はするんですが、先ほどの9月7日の時点は、やはりSuica対応の改札口、そういったものに限定されてしまうかもわかりませんが、なるべくは町に合った、利用しやすい駅づくりの方法を考え出していきたいなと思いますので、これはまちづくり課が窓口になっておりますけれども、小柳課長、お骨折りいただいて、どんな方法でもお金を持ってきていただいて、町の金を使っていただいてもやはり僕はやらわなくちゃいけないと思っていますので、これは要望でよろしくお願いします。

最後、4点目でございます。これは私、議員になって何回も質問させてもらっているんですけども、通学路の安全対策について質問させていただきたいと思います。

実は8月1日に一宮小学校のほうで、通学支援関係者の会議がありました。関係者の方からいろいろ町の中の通学に関して、危ない箇所であったり、通学路としてはふさわしくない場所、そういうものがいまだ改善されていないという指摘がありました。

このことから、3点ほど質問させていただきます。

こういった関係者会議で、学校、町関係者、保護者等の対策会議はありますか。ある場合、会議の内容について、お伺いしたいと思います。

2つ目、私は交通安全指導員もやっているからかもわかりませんが、やはり車両の多い場所、それから通行区分帯の場所について思うことでございますが、できる限り車の往

来の少ない場所や町道を利用した通学路の指導はできないのか。

3つ目、これは私今後考えていかなくちやいけないことだと思いますけれども、自転車マナー、安全対策を含めた自転車マナーの徹底は図られているか。

この3点は、教育委員会に質問させていただきます。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の学校、町関係者、保護者等の対策会議はあるのか、ある場合の会議内容でございますが、平成26年度から町内各小学校の通学路におきまして関係機関と連携し、緊急合同点検を実施しまして、必要な対策内容につきまして整備等を継続して実施していくための通学路の安全確保に向けた取り組みといたしまして、一宮町通学路交通安全プログラムを策定しております。

本プログラムでは、茂原警察署、長生土木事務所、一宮町事業課、一宮町教育委員会、各小学校安全担当主任、各小学校PTA代表者が、各学校から要望される通学路危険箇所の合同点検を実施いたしまして、対策等の検証や実施後の効果把握も行いまして、これらの取り組みを、計画から実行から評価から改善という4段階の活動を毎年繰り返し行っているところでございます。なお、本年度は8月31日に既に実施しております。

次に、2点目のできる限り車の往来の少ない場所や町道を利用した通学路の指導はできないかというご質問でございますが、地域住民のご意見等をいただきまして、教育委員会から学校への提案も行っており、最終的に各学校の判断とはなりますが、児童生徒の安全な通学路を学校と協議いたしまして常時今後も模索してまいります。

そして、3点目の自転車マナーの徹底は図られているかのご質問でございますが、交通安全教室を東浪見小学校で6月22日に、一宮小学校では5月10日にそれぞれ実施いたしまして、自転車の乗り方、点検の仕方、安全な走行のほか、ヘルメットの着用指導を行っております。また、学級活動の中でも自転車の正しい乗り方を指導をしております。そして、中学校では6月14日に自転車交通安全教室を行いまして、実技と講義等によりまして自転車利用のルールを徹底させる指導を行っております。今後は、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習などを計画いたしまして、自転車の安全利用を意識させる一層の交通安全の取り組みに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 要望でございます。

実は、8月1日の学校支援ボランティアの中にも、二十何項目か危険箇所、そして通学にふさわしくない箇所の指摘が出されております。そしてまた、今問題に上がっているのは、やはり自転車のマナー。自転車といいますと、どうしても中学生のほうに目が行きますけれども、中学生だけではなく高校生、そして大人の方のマナーも僕はきちんとしていかなくちやいけないんじゃないか。中学生だけが、小学生だけが、マナーのこういった学習会を開いただけでは、やはり大人の方のマナーも守れないんじゃないか。

大人の方も必ずヘルメットをかぶってもらえれば一番ありがたいんでしょうけれども、そこまでいかなくとも今は自転車は車両でございます。左側通行でございます。歩道はいけません。雨降りに傘を差したり、イヤホンをつけて自転車を運転している。これは大人の方にやはり非常識な方が多いように私、見受けられるんですね。

そういった中では、小学生中学生にだけじゃなくて、大人に対してもやはりマナーの教育がいけるような、教育というか、そういったチラシが配布できるような方法を教育委員会のほうでとっていただきたい。大人の方も子供たちと一緒にマナーを守りましょう。自転車は車両ですよ。罰金もありますよ。そういった状況でやっていただければ、非常にありがたいと私は思っております。

この中に、8月1日でやった中には、これは名前は出せないんですけども、ある方から小学校の皆さんに、それから保護者の皆さんにという、こういった文書もね、個人的に出しているんですね。出している方もいらっしゃるんです。だから、個人的に出している方だけじゃなくて、やっぱり行政側からもこういった文書が配布できれば、それなりにやはり皆さんも自分たちでマナー等気をつけていただいて、交通安全に力を入れてくれるのではないかなと思いますので、ぜひその辺の資料等をつくって、家庭配布であり、学校配布であり、そういったものを教育委員会が教育していただければ非常にありがたいと思っている。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

---

◇ 鶴 沢 一 男 君

○議長（島崎保幸君） 次に、5番、鶴沢一男君の一般質問を行います。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は、南川尻川の津波対策について、また、農道交差点の交通安全対策についての2項目を質問いたします。

まず最初の質問です。平成23年3月に発生した津波により、大きな被害を出した南川尻川の津波対策について質問をさせていただきます。

東浪見地区の中央に位置する南川尻川では、当時、津波が護岸のコンクリート構造物を越え、周辺に大きな被害を出しました。住宅の床上浸水8件、床下浸水10件、道路の損壊1カ所、農地の冠水は3.1ヘクタールにその被害は及んでおります。

この南川尻川ですが、準用河川として指定を受け、町が管理・責任を負うべき河川となっております。そこで、私は、平成23年9月議会において、南川尻川の早急な整備を求めましたが、災害発生から5年6カ月が経過した現在、町の取り組みについて次のことを伺います。

1点目の質問です。災害発生時から今日までの経過、取り組みについて、また、あわせて今後の計画についてをお伺いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、鵜沢議員の1点目の質問にお答えいたします。

今後の津波対策と経過でございますが、町といたしましては、震災翌年の平成24年度から3カ年をかけ、護岸を50センチかさ上げする工事を行いました。また、南川尻川河口の南北には、千葉県北部林業事務所により、土塁の整備が進み、今年度で全て終了する見込みです。

最後に残っているのが南川尻川自体についての対策ですが、河口周辺の地形、海を含めた自然環境等対策を講じることが容易でない状況があります。また、先ほどご質問にはありましたが、準用河川であることから対策にかかる費用は町の負担であり、莫大な費用がかかることが予想されます。今後は、少し時間をいただき、これらのことを勘案しながら、避難等ソフト面も含めた津波対策を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） わかりました。2点目の質問に移ります。

2点目ですが、南川尻川河床に堆積した土砂について伺います。

現在、河床に多くの土砂が堆積しております。これは河川の流れを悪くするだけでなく、

土砂が堆積することにより、河川の断面積を減少させることとなり、高潮や台風時に護岸の越水を招くおそれがあります。そこで、速やかに浚渫を実施する必要があると考えます。また、今後も、河床に土砂が堆積することは明らかであり、計画的な浚渫を実施する必要があります。町の考えを伺います。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） ただいま2点目の河床の土砂でございますが、平成25年9月に一度堆積土砂の撤去は実施しておりますが、河口、海が近いことから海等が荒れますと短期間に砂が堆積してしまうのが現状でございます。今後といたしましては、平成29年度に大規模に浚渫工事を行う方向で検討しております。その後も、状況に応じて河口の土砂撤去等を適宜行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 再質問。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 再質問はありません。ただ、要望で町に申し上げます。

5年が震災から過ぎ、多くの方がその記憶を忘れかけております。しかし、被災した方々、南川尻周辺に住まれている方々は、地震があるたびに不安を感じております。町は積極的に河川の整備計画に取り組んでいただきたい。要望でございます。

次の項目、農道の交差点の交通安全対策について質問いたします。

下の原から東浪見地区にかけて町を縦断する町道1-10号線は、幹線道路として交通量が多い道路であります。この道路は、見通しがよいためスピードを出している車が多く、各交差点で交通事故が多く発生をしております。そうしたことから、新熊地区のいちご組合脇の交差点では、地元地区から信号機設置の要望書が町に提出されている状況であります。ほかの交差点も危険な箇所が多いと考えております。

そこで、農道の安全対策について町の考えを伺います。

また、地元地区から危険な交差点に路面標示や注意看板等の設置要望が示された場合、町の対応についてを伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、鵜沢議員の2点目の農道の交通安全対策についてお答えいたします。

この町道1-10号線の交通安全対策ですが、町としても重要な課題だと認識しております。



現在も主要な箇所、また、いちご組合協交差点脇について有効と思われる措置を講じてきたつもりでございます。今後、地元からの要望等上がってきた箇所については、町内のバランス等もありますが、順次優先順位をつけ、対策を講じてまいる考えでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） ありがとうございます。

今の質問の確認と要望を申し上げます。

町道1-10号線、通称下の原通りと交差する道路、山側と海側を結ぶ農道は、本来農業用の道路として農家が減歩して土地を提供し、あわせて道路建設費の一部を負担した道路であります。

つまり、農作業時には農業者が優先されるべき道路であり、幹線道路から幹線道路への抜け道的目的に使用したり、農業従事者の脇をスピードを出して通るための道路ではありません。こうした行為が、交差点での事故につながっていると私は考えております。

それで、今後、交差点の安全対策、またあわせて農業者の安全確保について、町の課題として検討していただきたい、そう考えております。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） よろしいですね。

○5番（鶴沢一男君） はい、結構です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、鶴沢一男君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前11時47分

---

再開 午後 1時00分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（島崎保幸君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊でございます。

私は、2点ほど質問させていただきますが、一問一答でお願いします。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○3番（渡邊美枝子君） 最初に、介護保険についてのことなんです。国が進める社会保障と税の一体改革のもとで、医療介護の提供体制を再編する動きが動き出しています。政府のパンフレットによりますと、できるだけ早く社会復帰、地域包括ケアシステム構築の推進となっております。これを見てのことです。これ政府で出しているんです。内閣府、総務省、財務省、厚生労働省で。

それで、これによりますと、できるだけ早く社会復帰、地域包括ケアシステムの構築の推進ということです。病院から早期退院させられて介護施設も入所できない患者に対して、自治体に医療介護体制をつくらせ、在宅で生活させていくということです。在宅というのは、ここにありますが、自宅、それとケアつき高齢者住宅などと書いてあります。ですから、今、国が進めているサービスつき高齢者住宅というのも含めます。

また、別な資料によりますと2017年には、介護療養病床の廃止が予定されているということなんです。今特養の待機者は45人ということで、この数字は2014年の12月議会で私が質問したときの約半数ぐらいになっているんですけれども、これはなぜかといいますと、去年の介護保険の、これ改悪と私たち呼びますけれども、それによって原則として要介護3以上でないと特養の申し込みさえできなくなってしまうということのためなんです。

先ほども申し上げましたが、国は、在宅化の受け皿として国土交通省管轄、厚生労働省ともタッグを組んでいますけれども、そのサ高住という建物、その建設を後押ししています。長生郡管内にも5軒できました。町内のサ高住は、幸いにして特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けているので、要介護度別にサービスを受けることができるんですけれども、一般型というのがありまして、外から訪問介護を受けるだけという、そういうのが今かなり多くできているようです。

国は、ゼネコンとかそういった営利事業の参入を後押ししています。そういうことなので、一般型のサ高住がこれからふえるということは予想されます。一般型が全くいけないとは言いません。ただ、重度になった場合には出なければならないということなんだそうです。それ以上の、在宅と同じですから、それで一般型サ高住というのはアパートと同じですから、そのアパートの一室で外からの訪問介護を待つというそれだけですから、重度化するといわれなくなるということは当然です。

また、サ高住のことなんですけれども、有資格者が常駐する場所について、今まで同一敷地か隣接する土地となっていたんですけれども、それが緩和されまして、徒歩で行き来でき

る範囲に拡大されました。そういうことでますますこれからそういうのがふえると思います。

今、アベノミクス新三本の矢では、介護離職ゼロ、つまり、家族の介護のために仕事をやめるという、そういう方をなくす、それをゼロを掲げましたけれども、これ初めからちょっと疑問視する声が見られていました。1月10日の読売新聞で、第5期、今第6期の介護保険ですが、この一つ前の2012年から2014年で計画したものですけれども、そのときの第5期の自治体の介護保険施設建設計画は、まだ計画したときの7割分しか整備されていないという記事がありました。これ第一面に載っていたそうです。私は新聞をとっていないのでちょっとネットでみさせていただきました。

介護のために家族が仕事をやめるのをゼロにできるかについては、当初から疑問の声がもちろんあります。国は2020年初頭までに約50万人分以上の住宅、施設を整備し、介護サービスを提供するための人材の育成確保、生産性向上を確保するといえます。

そこで質問させていただきます。

まず、一宮町の中に老人福祉施設は、どのようなものが幾つあって、一宮の住民の入所者が何人おられるでしょうか。それからこれ住宅型のは、ちょっと別にしました。

一つの質問の中の2つ目ですが、第6期で計画されている特養ですが、情報がなくて本当に建設されるのか、申し込みはどうなっているかなどと、よく聞かれました。何かちょっと不安なんだそうです。やっぱり情報がないというのは不安だそうですね。ほかのところはサ高住などに入居しているんですけれども、これから先、何年そこにいられるのかという経済的問題ももちろんあります。一宮のサ高住はずっといられる、要介護5までいられるということなんですけれども、経済的負担があって、これから10年20年いられるかということなんです。それで特養の建設はどうなっているのか聞かれましたね。

それから、3つ目に、介護人材不足の問題です。昨年、国は介護報酬を引き下げました。処遇改善加算については、小規模事業所では加算の条件がなかなか満たせないところが多いそうです。これは商工リサーチが調べています。特養とか通所介護の事業所に支払われる介護報酬が大幅に引き下げられて、赤字になったということです。これから特養も建つんですけれども、ちょっと不安になる内容です。

国は、介護報酬は引き下げておきながら、介護人材の育成確保といっています。町としては、国の施策を利用して何か案があるのか伺います。例としまして、松戸市では地方創生先行型交付金で、働きながら無料で初任者研修を受けられるというシステムがあるそうです。町でも何かそういうことがないかということですね。

それから、4つ目について、サ高住についてちょっと質問させていただきます。県内で、これ県内の話ですけれども、既に200カ所近くできました。長生郡の管内には5カ所できました。今後もできると言われています。特定施設生活介護事業所の指定を受ける予定がないというサ高住も郡内にできています。サ高住は、国土交通省の管轄で厚労省もかかわっていますけれども、それで県が監督すると伺っております。町にこれが建設される場合には、何か自治体に関係なくできちゃうとうわさもちょうと聞いたものですから、それで質問させていただきます。

それで、町に建設される場合ですけれども、この場合には常に情報をつかみ、町がかかわっていたほうがよいと思われませんが、これいかがお考えか伺います。

それから、5つ目に、国は要介護2以下の利用者に対しての歩行器や手すり、スロープなどの福祉用具を介護保険から外すという法案、これを来年の通常国会に提出するという事になっているそうですが、これはまだ提出されて決まったわけではないんですけれども、これ重大な問題だと思うのです。

あそこの階段のところに手すりがありますけれども、あれ試しに伝いながら上ってみると結構楽なんです。ですから、そういう手すりとか歩行器、質問用紙にシルバーカーと書いてしまいましたが、これ歩行器の誤りでした。訂正させていただきます。それで、そういう歩行器とかそういうのが自己負担になると、転倒とかの危険がかなりふえると思って、かえって重度化させてしまうんじゃないかと思うんです。

それについて見解を伺いたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの渡邊議員の質問にお答えいたします。

1番目の質問ですが、9月1日現在、町内に入所できる施設が6カ所ございます。特別養護老人ホームが1カ所、これは一宮苑で、定員が54人に対し町内入所者29人でございます。次に、認知症対応型グループホームが2カ所ございます。1カ所はハートライフ一宮、定員は18人に対し町内者6人でございます。もう1カ所はなのはなで、定員が18人に対し町内者14人となっております。そのほかに有料老人ホームなどの施設が3カ所ございます。

2番目の質問ですが、現在整備している特別養護老人ホームは、8月に千葉県施設整備費

補助金の内示決定がされ、今年29日住民説明会を実施いたします。今後の予定といたしまして、千葉県建設工事指名業者選定基準に基づき一般競争入札要件を理事会に諮り11月上旬に入札の予定です。進捗状況につきましては、引き続き広報やホームページで周知してまいります。

3番目の質問ですが、町の事業としては実施しておりませんが、千葉県ヘルパー協議会が、長生地域の訪問介護事業所の職員を対象とする介護人材キャリアアップ研修会を12月に一宮町保健センターで開催いたします。この研修会の会場提供も含め、町が連携し事業を実施することにより千葉県介護人材確保対策事業補助事業として支援をしております。今後も他の事業者からの申請があった場合には、随時支援してまいります。

4番目の質問ですが、現在町内に1カ所にサービスつき高齢者住宅があり、6月16日千葉県山武健康福祉センターによる定期指導監査に町職員も同行いたしました。また、9月7日には適正な施設運営確保を確認するため、町職員3名で立入調査を実施し、改善指導も行っております。今後、新規の施設整備予定の場合は、国土交通省に申請する前に、町との事前協議が必要となりますので、事業者からの情報提供により関係機関と連携してまいります。

5番目の質問ですが、平成30年の介護保険制度改正について財務省の提案を受け、軽度者の生活援助、福祉用具、住宅改修が保険適用外になる改正案が出されておりますが、今後の制度改正の動向をみながら、住民へのサービス低下を招くことなく介護保険事業の運営が行われるよう実態を把握し、国への要望等を随時行ってまいります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 再質問ではなくて要望です。老人福祉施設とそれから有料老人ホームやサ高住などの区別、これつかないという住民、結構おられるんです。また、雇用された介護士の中にも福祉施設のつもりが有料のホームで、何か有料のホームを転々としている介護士さんもいらっしゃるようで、ちょっと違和感があるそうなんです、こういうところには。これは働く側のことですが、こうした施設、有料の施設も含めてなんですけれども、台風のときなどに水が上がってきやすい場所にあるところもありますので、情報はつかんでおくことがよろしいかと思われま。

避難するにも時間がかかるということで、岩手県のあの災害のとき結構亡くなりましたよね、結構というか全員亡くられたと思うんです。だから、こういう人の命を預かるとこ

ろには、やっぱり担当者が手のひらに乗せておくような感じでみていたほうがよろしいと思います。情報はつかんでおくということですよね。情報はつかんでおくことがよいということです。

それから、2番目のことですけれども、有料の住宅に入っておられる方々は、在宅ということですから、全部自己負担なんです。入居者の中には、そうした理由もあって、この先住んでいられるかという不安の声がありました。今は九十、百は当たり前なので、やはり特養の建設は待たれますので、その特養の情報はしっかり、これはちょっと情報としてはマイナーな情報かもしれませんが、やはり力を入れてお願いします。情報の周知ですね。何だか、この特養の計画がもうリセットされちゃったんじゃないかと思っている方もいらっしゃったのでちょっと質問させていただきました。

介護人材不足の問題ですが、国が介護報酬を引き下げたことも大きなこれは原因なんです。だけれども、介護士が誇りをもって働けるように、その12月に研修をしていただくということで、その成果を願っています。と同時に、やはり介護報酬引き下げ、これこの夏社会保障の充実を求める自治体養成キャラバンの回答の中で、介護報酬を引き上げるように国に要請するとなっている項目に、引き上げるよう国に要請するだけ丸がついていたんですけれども、来年の回答の中では、ぜひ要請したというところに丸がつくようにお願いします。

サ高住についてなのですけれども、これからは福祉と関係のない業者が参入できるということになります。先ほども申し上げましたけれども、営利化が進めば高額で低所得者には手が出ないものになるか、貧困ビジネス化するというのがもう必須と思われるんです。行政がこの実態を手のひらに乗せることが重要と思われるんです。中がどうなっているとかかそういうこと、これからも見てください。それで、全国で無届けの有料老人ホーム、約1万5,000人入居しているということなんです。だから、やはり無届ができてしまうと、行政の手が届かないというやっぱり中の様子も多分低下するんじゃないかと思うんで、これはしっかり見ていただきたいと思います。

それから、5番目の質問の要望なのですけれども、要介護2以下の福祉用具レンタルの自己負担化については、日本福祉用具供給協会というところが厳しく批判しています。代替手段としてホームヘルパーを使えば、介護給付1,370億円ふえ、人材不足がますます深刻になります。家族の負担もふえます。また負担とか危険性も増すと言われていています。これ自己負担になっちゃうと自己負担してまで、それ買わない、使わないという方多いと思われるんです、割と高齢の方はつつましい考えの方が多いですから。だから第7期までまだ間がありま

すけれども、これじっくり検討してください。

それで、次の2番目の質問させていただきます。3月の議会で質問したんですけれども、福祉タクシーの助成金の受け方についてなんですけれども、これ3月に一応議会で質問して、これはこの制度はいい制度なんですけれども、利用方法が大変煩わしくて、ですから窓口までいかないで、もういいかって泣き寝入りしちゃう利用者もいるんじゃないかと思って、これを利用券制にしたらどうかという質問させていただきました。3月の議会では、手続の煩雑さについての質問で、そのときの答弁では「利用者の利便性を考慮した制度に改正する方向で検討する。」ということでした。その後、どうなっているのかちょっとお伺いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、ただいまの渡邊議員の質問にお答えいたします。

3月に渡邊議員からご質問いただきまして、事務局のほうといたしましても、それについては検討しております。

福祉タクシーの利用に伴う、助成方法についてですが、近隣市町村に確認したところ、利用時の支払いをしているのは、一宮町と茂原市、長生村の3市町村となっています。また、渡邊議員のおっしゃるような助成券で支給している市町村は、白子町、長南町、睦沢町の3町村となっております。助成券の導入をする場合には、運送業者との契約や利用者証の発行などさまざまな手続が必要となっておりますので、利用者の利便性を考慮した制度になるべく、詳細について、ただいま検討しておりますので、もうしばらくお待ちください。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） この間、ちょっとこのことで質問に伺って、質問というか、お話を伺ったとき、何かこの提案もしかしたらリセットされちゃいそうな雰囲気だったんです。今検討してまいりますというお答えいただいたんですけれども、これは一応、何か、福祉タクシーというもう一つの制度ありますよね。福祉タクシーじゃなくて、巡回バスとか、そういう問題とちょっと絡んじゃって、そちらのほうで結論が出るまでちょっとリセットと言わないまでも、小休止状態と考えていいんでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 渡邊議員の再質問にお答え申し上げます。

私の担当の職員の皆さんとお話ししたときに、今後全体として公共交通、ご高齢の方中心

にですね、お使いいただく交通システムを再建していく中にうまく統合しようという話がございます。しかし、それを最終的に構築するまでには、まだ時日を要すると私は考えております。その中で、現在こうしたニーズがあるということは承りましたので、この福祉タクシーについては、ご提案いただいた方向で皆様の利便性を考慮して前向きに進めるということで私は考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 利用方法については、しばらく待たなくちゃいけないということですね。この制度そのものはぜひ継続していただくことを願います。私質問したのは、こういういい制度がこの町にあるんだから、さらによくしていこうという、そういう気持ちでの3月での質問だったんです。ですから、この制度は、よりよく発展させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

---

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（島崎保幸君） 次に、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。私は大きく2問の質問をいたします。

1問ずつ区切って質問いたしますが、よろしいですか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） まず、町の税込増加策について伺います。

町長は、マニフェスト、これは後援会だよりも含めて及び所信表明で町当局の自主財源をふやすことは必要不可欠で、税率の操作ではなく、多くの方の意見を聞き、系統的に税込増加策を最初の優先課題として行うとしています。

私も大賛成であります。税込を増やすということは、町人口を増やすことと同様だと思います。そこで、次について町長に伺います。

①所信表明にもありました行政サイドが常に現場に身を置くとされていますが、具体的にはどうということか。

②従来の形ではない多くの方に、早い段階からプランニングに参加すると言っていますが具体的にはどうするのか。



③町の事業者、町民、町当局にとって、直接的に財政的に潤いをもたらす戦略をとることは私も大賛成です。町内の不動産業者、土建業者、町民、町当局、また有識者などによる検討準備委員会を早急に設置する考えがあるか伺います。

お願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員の第1のご質問にお答えいたします。

まず、①でございますが、行政サイドが常に現場に身を置くということは、どういうことであるかということでございますが、私は次のようなことを意識しております。

役場で一定の施策を立案、実施してまいるときに、役場の首脳部が、できる限り当該の場所を検分し、身をもってその場所に至り、さまざまなことを検分しまして、当事者あるいは関係者の皆様のご意見にもよく耳を傾けて、そしてこれまでの文脈をよく踏まえた上で、それから実効性のあるプランを役場の担当課の職員とともに策定していく、そういうふうにするべきだということを考えています。

②の早い段階から多くの方にプランニングに参加していただくということでございますけれども、これは、例えば一宮海岸の施設整備のプランを前回、全体会議のときに議員の皆様にお諮りいたしました。そして、こうした形で町が自分で立案しました、実行していこうと考える施策につきまして、なるべく早い段階から議会あるいは住民の皆様にもお諮りしながらプランをまとめていこうという考えをもっているということです。

従来は、かなり煮詰まった形に、役場でまとめた上で、議会の判断を仰ぐという形が普通であったかと考えますが、それをなるべく改めてまいりたいということでございます。

3つ目の、町のさまざまな事業者の皆様、不動産あるいは建設業、そしてそれ以外の勤労者の町民の皆様、あるいは農業、商工業、あるいは当局、有識者、こうしたメンバーからなる検討準備委員会を、財政的な増収策をもたらす戦略を組む、こういった委員会を組むのはどうかというご質問をいただきました。

③ではございますが、まず今の段階では、先ほどの杵場議員に頂戴したご質問への回答にも連動しますが、まずは初発の段階で、役場の中で私の考えをもとに初期的なプランニングを行うための有志のプロジェクトチームをつくりまして、そこで大まかなガイドラインを作成しておきたいと思っております。

それは、私の今の考えでは非常に大まかなものでよろしいのではないかと。例えば、先ほど

畑場議員のご質問にあった、工業団地を造成して企業を誘致する、そうした大規模な開発のプランにするのか、それとも現状の一宮の状況を前提としたプランにするのか、そういったことも含めて大まかなガイドラインをつくりたいというふうに考えております。

それと並行して、あるいはそれと前後して民間の検討会が開かれることには、もちろん私は賛成でございます。今、町の主導でこの民間の検討会を構成することは、現在の段階では、初発のガイドライン作成のほうへ労力を割きたいと考えておりまして、そちらのほうは当面は考えていないということでございます。

しかし、今後、鶴野澤議員におっしゃっていただいたように、これ大変重要だと存じます。幅広い方に早い段階から参加していただくということは必要でございますので、前向きに検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） ほかに質問ありますか。

鶴野澤一夫君。

○9番（鶴野澤一夫君） ただいまの答弁を受けまして、再質問をさせていただきます。

税収増加策の施策については、①②の質問の答弁でわかりました。私は具体的に言いますと、税収増加はこの一宮町のよさを全国にアピールし、この町に住んで、また働いてもらう。いわゆる居住する場所と働ける場所をアピールして町の人口をふやすことに尽きると思っています。その意味で③の質問をいたしました。答弁で今前向きに検討したいとのことですが、

また、ハードな面では今はまだ検討されていないということですが、町長は税収増加策を最初の優先課題として行うと明言しております。その意味で、土地建物に詳しい町内の不動産業者、土建業者、有識者なども加えたプランニングを早くつくっていただいてガイドラインを作成して、全国的にアピールしていただきたいというふうに私は思っています。実施に向けて、これはハード面のことですが、いざもう人口ふやすということはその居住地と企業誘致を行って、働ける場所を誘致するしか手はないかなと私は考えています。そういうのを踏まえてもう少し詳しく説明を求めますが、町長の見解を伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鶴野澤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたんですけれども、繰り返すにはなりますが、確かに早くから町内の事業者の皆様のご意見も承りたく考えておりますが、現在のところでは、行政主導の全体

的な、あるいは俯瞰的な、上からこう全体を見おろすというか、全体を見る、そうした立場において町で作成しました総合計画なども勘案しつつ基本方針を策定していきたいと考えております。

それから、お仕事の当事者である個々の事業者の皆様にお声をおかけしまして、具体的な提言をまとめていただく諮問委員会的なものをつくっていくという方向に進めたいと考えています。その過程・結果もなるべく早く、また広く発信してゆきたいと考えておりますので、全体としてとにかくできるだけ速やかにこれを進めていきたいと考えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） これは要望なんですが、何度も申し上げますが、この町の町長がおっしゃっている税込増加策、これ最初の優先課題として行うとおっしゃっているわけですから、早急にプランニングをつくり、一日も早く住宅用地や企業誘致を確保して、全国にアピールしていただきたいということで、1点目の質問はこれで終わります。

2点目の質問に入ります。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） 2点目は、町の小中学生の教育について伺います。

町長の所信表明に、今後の日本の教育改革の方向性を見定めた上で、生徒児童の自発性、自主性、協働性を重んずる教育への転換を図っていく。また、教育の質及び学力の向上を図るとされています。そこで伺います。

①町長の教育改革の中に一宮町で日本の教育改革モデル事業を実施するとのことですが、具体的にどう実施するのか伺います。

②アクティブ・ラーニングとはどういうことか。また、このアクティブ・ラーニングが町の教育大綱にあるのか伺います。

③町長は、かつて一宮町の小中学校は、郡内あるいは県下でも有数の学力、進学実績を誇っていた。しかし、現在では多くの保護者の方々から学力低下を心配する声が上がっていると書いてありますが、その原因について町長に伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員のご質問にお答え申し上げます。

3つのご質問を頂戴しました。

私の所信表明の中で、一宮町で日本の教育改革モデル事業を実施するということが教育改革の柱として述べていた、具体的にはどういうことかということでございます。具体的には、まだ明確な形をとるには至っておりません。小学校で新しい指導要領が2020年度から導入されることになっております。私の考えでは、学習院大学の教育学科が、一宮町の教育改革に対して協力の申し出をくださいましたので、今後、そちらと協議を行い、何ができるかよく見きわめた上で、2020年度以降の新しい学習指導要領実施段階において、一宮の学校が決しておくれをとらないように、それ以前から体制を整えていきたいと考えております。しかし、無理なことをごり押しをいたしても仕方のないことですので、教育の現場、また教育委員会の皆様とよく協議をいたしまして、現実的に可能なことに集中して実施していきたいと考えております。

2点目、アクティブ・ラーニングとはどういうことか、また、町の教育大綱にはあるのかというふうなご質問でございます。このアクティブ・ラーニングというものは、教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、この教員による一方向的な講義形式の教育というのは、従来主流であった形でございますが、それとは異なり、児童生徒がみずから進んで意欲的に学習へ参加するように促していく、そうした学習法の総称です。

児童生徒が、みずから意欲的に学習を行うことによって、全体として認知力、あるいは倫理力、社会的能力、教養、知識、経験を含めた幅広い能力の育成がはかられると考えられております。具体的には、学ぶ中身といたしましては、発見学習、新しいものを発見してとということ、問題解決学習、課題を捉えてその課題の解決を考えていく、あるいは体験学習、調査学習、こういったものが大変重視される。教室の中だけにとどまらない、現場に出てさまざまな体験をし、また調査をするということが含まれてくるものでございます。

また、教室内では、グループ討論あるいはグループ・ワークといった協働を大変重んずるということがございます。チームで、チームプレーでさまざまな問題に取り組んでいくということがこのアクティブ・ラーニングの一つの特性となっております。こういったものが有効なアクティブ・ラーニングの具体的な中身として語られております。

このアクティブ・ラーニング、町の教育大綱にあるかということでございますけれども、明示はされておりません。しかし、これが学生、生徒児童の自発性を引き出すということで捉えますと、既にこの私ども一宮の小学校あるいは中学校の学習の中で、こうしたアクティブ・ラーニングの一部は既に取り入れられて実施がなされているというふうにお答えするこ

とが可能でございます。

3つ目でございます。この一宮町の小中学校が、かつては大変学力、進学実績ともにすぐれていたけれども、現在、保護者の方々から学力低下を心配する声が上がっているということでございます。その原因についてのご質問でございますが、これは、私は、多くの町の方々から一宮町の学校における学力低下を憂える声をたくさん、確かに伺っております。

ただ、私は、これが例えば凶悪犯罪について、よく凶悪犯罪は今のほうが多くなったんじゃないかというふうに言われるんですが、統計的に調べてみると、実は少なくなっているということでございます。どうも私どもの感覚というのは、一種の自分の関心があるところに集中して捉えるということで、事実とちょっと乖離した、そういった印象を場合によっては持つということがあるようでございます。そういうことで考えますと、この学力低下といったことに対するご心配というものが、正確な事実の反映であるのかどうか、これを慎重に見きわめなくてはいけないというふうに考えております。

そこで、現在、本当に学力低下が起こっているのか、その事実があるのかないのかを調査をしているところでございます。調査につきましては、中学から高校への進学実績の経年変化、また学力テストの成績順位の経年変化といったことを行っております。いまだ調査中で調査は終了しておりませんが、ここではっきりした結果が出てまいりました場合には、その原因について精査を行い、またその対策をあわせて立てるという形で進んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいまの答弁を聞きまして、再質問いたします。

①の一宮町で、日本の教育改革モデル事業を実施することの質問ですが、答弁は、4年後、2020年に小学校の新指導要領が導入されるとのことですが、中学校はその後になるかと思いますが、いつになるか伺います。

私の質問は、2020年のことを言っているわけではなく、長期的ではなく、短期的なものの質問です。次代を担う一宮町の小中学生に、自発性、自主性、協働性を重んずる教育を今より以上に、新町長には今年度からの実施を願う意味で町長に再質問します。

また、3点目の質問で、町長の後援会だよりナンバー5で学力低下の問題を改善してゆくために、行政が直接できることは限られている。これは教育の独立が守られるべきだと言っ

ています。これ、教育の独立というのも、もう少し具体的にお願いしたいのと、今現在どうするのかを町長に伺います。

また、以上の再質問について、馬淵町長と、町田教育長も教育者の方々です。町田教育長に一宮町の小中学生の教育について、教育長の立場での見解を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 再質問の答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員の再質問についてお答え申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、中学校はいつから新学習指導要領になるかということでございますが、これは2021年、平成33年度ということで、小学校に1年おくれで導入されるということでございます。

また、長期的ではなく、短期的に、こうした自発性、自主性、協働性を重んずる教育を今年度から何かやる考えはないのかということでご質問をいただきました。私といたしましては、これはその後の教育の独立ともかかわりあることですが、考えていることを申し上げます。

まず、教育の現場につきましては、行政の現場と違いまして、教育長、教育委員会の指揮下でございます。教員への指示、指導も、町長が直接行うことはできません。そこで、合意を形成しつつ改革を行うにしても、徐々に教育行政の独自の回路を通じて行っていく必要がありますので、新しいことを行っていくには、いわゆる行政の中核的な業務の現場とは違って時間がかかるということがございます。しかし、それが教育の独立ということでございます。そういった中で、しかし確かに私も、少しでも学生の皆さんの自発性、自主性というものを引き出したい、そこで少し考えていることがございます。

町長として、今年度から、町長として参加できるレベルで、私が参加できるレベルで、生徒児童の自発性、自主性、協働性を引き出すための試みとしまして、例えば以下のようなことを考えております。まだ構想的段階でございますが、例えば今後の一宮のまちづくりにつきまして、小学校、中学校で自発的グループ、あるいは個人、どちらも可だと思っておりますけれども、アイデアを募集しまして、その結果を他の生徒児童の皆さんがおられるところで発表していただく。町長である私も参加して、皆で議論を行うワークショップ的なものを行ってみたい。また、これを複数回行って儀礼的なものにさせないということで考えております。

今後、学校方面と打ち合わせて実行可能性を探りたいと考えておりますが、実質的な議論、

意見交換の場所としていくことで、アクティブ・ラーニングの持つ、自発性、自主性、協働性を重んずる、そうした趣意と同調できる試みとしたいと考えております。今、鵜野澤議員のお言葉にもございました、私も元教員でございましたので、その経験も生かしまして、生徒児童の積極性を引き出すのにできる限り努力をいたしたいと考えている次第でございます。

それから、学力低下の問題について、この教育の独立が守られるということを踏まえて、具体的に今現在どうするのかということをご質問いただきました。こちらへの回答でございますけれども、今、先ほど申し上げたとおりなんでございますけれども、学力低下が客観的に存在するの否かを調べているところでございます。そこで直ちに今学力低下をメインターゲットに据えて全面的対応を行うことを考えているわけではないんでございますけれども、ただ学力向上ということは何としても行わなければいけません。現在考えていることといたしましては、教室の秩序の再確立といったことが重要だろうと考えております。

最近、特に今年度に入ってからと承っておりますけれども、特に中学では、一部生徒の授業中の逸脱行為が目立ち、授業の効果的な遂行が妨げられるという状況がままあるようでございます。これに対して、これは当然のことながら学習の効果を上げていくためには、大きな障害になります。そこでこれを解決するための手だてを中学校のほうでも考えていただいて、実施中ではありますが、さらに私どもも、ご一緒に中学の先生方とも意見交換をし、教育長初め、教育課の皆様とも意見交換をしながら、さらにこれを増強していくプランを考えているところでございます。

こういったことによって、教室の平穏な秩序が回復されますと、学力の向上には当然つながってくるだろう。こうした良好な学習環境の維持を図って、学力の向上につなげていきたいと、現在はそのように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 鵜野澤議員の再質問についてお答え申し上げます。

この学力低下ということについて、これは根拠は定かではないというふうに思いますが、うわさとして、多くの方々から私どもも伺っているということ、これは十分認識しておるところでございます。

一般的に、その学力低下問題、これは別として教育委員会も各小中学校とも、学力の充実、この充実は非常に大きな目標として、特に大きな一つの目標として設定をして、教育委員会と各学校が具体的な取り組みを計画的に計画し、今実行しているところでございます。学校

は何もしていないということではございませんで、この努力をしている途上であるということとはご理解をいただきたいと思えます。

特に、学校の諸先生方、これは校長を中心に一丸となって現在熱心に取り組んでいるところでございます。具体的な取り組み内容については、小学校、中学校、それぞれ違いますけれども、具体的な目標を設定して、現在教育に邁進しているということでございます。先生方が学力向上はいいんだというようなことを考えている教員は一人もおりません。これは先生方を信頼していただければいいというふうに考えています。

さらに私が申し上げたいことは、子供たちの教育というのは、学校だけでできるということではございません。保護者の皆さん、そして町民の皆さんの協力なくしては達成できることではございませんので、これからまた保護者の皆さん、町民の皆さんともども、子供たちの教育について考えて達成するように努力してまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） もう質問はできませんので、要望で申し上げます。

私は、学校の教育現場、小中高の学校に職業柄、約35年間携わってきました。さまざまな意見も聞いております。生徒たちのさまざまな問題や教職員の問題、また各市町村の教育長、教育委員会の関係などについてさまざまな意見を聞いて自分なりに把握しているつもりです。

現在、私が把握していることは、一宮中学校の教員2名の方が休まれている。原因はわかりません。また、一宮小学校では、4年生、6年生の生徒の間で何か問題があるようなことも伺っております。こういうことを、まあ、どこの職場でも細かい問題点はいろいろあると思えます。

ただ、先ほど町長の答弁の中で、昨年の教育大綱をつくる上で、町長と教育長サイドで大綱を作成したわけです。昨年の教育行政の関係が変更に変わりました。ただし、今の教育長はその前の任期の方で、今も任期中であります。その任期が終了したら、行政と町長とかかわり合いをもった行政方法だと、昨年の段階で聞いておりますが、今の段階はたしかに町長のおっしゃるような形だと思います。だけど、あと1年ちょっとだと思いますが、同じほかの市町村では、もう既に教育長と一緒にこの行政の管轄の一員として教育を行っているわけですから、そういうものも踏まえてですね、今後、町の教育というものを、本当に町の次代を担う子供たちのために、町長、教育長も、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、意



見を伺うということで現場に伺ってほしいと思います。町側で誠心誠意を示していけば、必ずや先が見えてくるかなとは、私は思っておりますので、ひとつこれを私要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、鶴野澤一夫君の一般質問を終わります。

会議再開後1時間経過いたしました。

藤乗君に入る前に15分程度の休憩といたします。

休憩 午後 1時58分

---

再開 午後 2時14分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（島崎保幸君） 7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。4件、質問を提出しておりますが、1件ずつ順番にさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい。

○7番（藤乗一由君） それでは、まず1点目の町の施設利用申し込み受け付け期間の緩和についてということですが、町の観光等の促進策の一つとしまして、町内の事業者、宿泊業者などが、町の町営の体育施設等の利用申請をする際の期間、これを現在よりも緩和して、より早い時期から、さらに早い時点で受け付けを可能にすると、そういう施策を進めるべきと考えますが、これに関して、まちづくり推進課、それから教育課、それぞれの見解をお伺いしたいと思います。

これは、事業者などにしましては、まずは合宿、その他というようなことで、宿泊予約、これを早目に受け付けることが可能になるということで、観光の面でも、よりプラスになるというふうに考えられますので、その辺を含んだ上でご回答をお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 藤乗議員のご質問に、一宮町の観光部門を担当するまちづくり推進課長としてお答えします。

一宮町には、ホテル、旅館、民宿等ございますが、スポーツ等を目的として宿泊する場合、通常、予約者は半年前に計画し予約すると思いますので、町内宿泊施設の方は、半年前から野球場等の予約をとりたいと思うのは普通と 생각합니다。町の施設ですので、体育協会や町民優先と考えるのもわかります。しかし、できることであれば、町内事業者が、今の2カ月前から今後は半年前に予約をとれる形を希望したいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、町施設利用申し込みの受け付け期間の緩和についてお答えいたします。

体育施設等の利用の申し込みにつきましては、受け付け順といたしまして、まず初めに、教育関係の行事の各小中学校等の大会等の利用が優先されます。次に、NPO法人一宮町体育協会の加盟18団体の利用としております。こちらは、町におけるスポーツ加盟団体を総括いたしまして、これを代表する団体でございます。申請につきましては、体育協会での年間利用日を押さえた上で、利用日の3カ月前から申請を可能としております。

次に、町内の一般の方々や町内事業者、先ほど議員からありました町内事業者は、利用日の2カ月前に、その後に町外利用者としていたしまして利用日の1カ月前からの申請としております。

質問にありました、より早い時期から受け付けをとということでございますが、町民の健康づくりの推進や、スポーツ、レクリエーション及び文化活動等の利用が広く、多くの町民の利用ができるように、現在の利用状況を踏まえまして、関係の団体等と今後も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 小柳課長のほうからもお話しいただきましたが、町内の宿泊業者などが早い時期に予約という分については、少なくとも半年くらい前というような状況になっております。その時点で、引き合いが来るということなのですが、実際に、では他の自治体の場合には、というふうにお聞きしてみますと、例えば大多喜ですとか鴨川市ですとか、こ

ういったところは6カ月前からというような形で受け付けたりしているような状況もございます。

これは、町民、市民、業者というようなところも含めてであります、一般的には、町外からの申し込みは、それよりもおくれてという形になっているようです。その辺は一宮でも同様の形式はとっていますが、実際、宿泊業者などに行ってみれば、こうした外部の自治体の状況と競争しているという状況になるわけなので、そこ十分競争できるような、競合しても負けないようなという環境づくりは、とても重要じゃないかと思えます。

逆に、かなり制限されている状況は、規制をされているという形にもなってしまうので、そうした規制を緩和するという事で観光客数の増加ということにつながられるようにしていただきたいと思います。これは宿泊客数だけでなく、現実的には、例えばそこで宿泊して町内、町外のスポーツ施設などを利用したお客さんだけでなく、ほかの行楽地への照会等を問い合わせられたりとか、ということで宿泊業者に行ってみれば、例えばバーベキューどこでやったらいいのかということで、町内外の事業者の方にあっせんをするということが年間に随分あるということをお聞きしております。

30人単位というのが何件もあったりすることもあるんだということで、町内ではそうしたバーベキューとかやっている事業者がほとんどいないので、1件、2件しかないですから、そういったことを、情報を収集していろいろ町内でもそういった事業を展開していただけるようにという考え方もあると思えます。そうしたほかの業者にもメリットになっているという点もございます。

そこで、私のほうとしましては、今現在の利用状況、資料を教育課のほうからいただきまして、分析させていただきました。一つの例として、野球場の利用状況を挙げさせていただきますが、年間を平均しますと50%しか稼働していないんですね。50%はあいています。これは、では月ごとに見ますと、一般的に考えると、夏休み時期とかはほとんど埋まってしまうだろうというふうに考えますが、これが実際のところほとんど変わらないんですね。大体が40%から55%ぐらいの稼働率で推移しています。最も多いのが3月、70%、9月が60%余り、不思議なことに1月が30%ぐらいというような稼働率になっております。曜日で考えますと、明らかに日曜日は多いので90%稼働していますが、平日は4割ですね。そういった点を考えますと、平日に例えば積極的に早くから予約して利用していただけるような仕組みというのがあっても、町民の利用に関しては差し支えないのではないかというふうに考えられます。

また、これを利用客で分けますと、例えば、先ほど体協とありましたが、実際に稼働している中で、半分が約5割が体協で利用されています。それ以外の町民団体、これが4分の1くらいです。残りの4分の1の中に宿泊業者あるいは個人、町外の方というようなものが含まれています。今現在、昨年度の場合ですと、宿泊業者の利用の割合は約15%、稼働率が50%で、そのうちの15%なので、実際には七、八%しか宿泊業者は利用していないということになります。その中には町内の業者、町外の業者が含まれますが、町内業者は3に対して町外業者が1くらいの割合になっております。そうすると稼働していない50%のうちの何割かを宿泊業者に利用できるような、早目に予約できるような仕組みをつくってもおかしくないのではないかと。多少予約システムが複雑になる可能性はありますけれども、その手間を惜しまなければ、宿泊者数の増加、観光客数の増加ということに十分つなぐことができるというふうに考えられます。

これは一つの例として、野球場の例を申し上げましたが、施設ごとに多少事情が異なります。GSSセンターの場合には、あいた時間帯は最終的に中学校の部活で利用するとかというのがありますが、それでも最終的に見てみますと、完全にあいている時間帯、日にちというのがあつたりします。これもやはり利用の形態、予約のシステム次第でうまく運用できるという可能性は十分に残っていると考えられます。

そういったことを全部含めまして、そういう予約の時期を早めても、町民の予約に摩擦を起こさないというようなやり方というのも十分できる可能性があるということで考えられます。そうした点を実際に運用している教育課の方たちに行ってみれば、受け付けで今のところいっぱいなところがありますけれども、実情を十分に把握されていないかもしれないというふうに私としては感じましたので、そこら辺のところをもう一度きちんと調べて検討した上で、それと同時に、他の自治体の場合にはどういうふうに行っているのかということを知りたい、その上でできることなら6カ月くらい前から予約ができるように何とか進めていただきたいというふうに考えます。

その辺のところにつきまして町長のお考えを伺います。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問にお答えいたします。

私どもといたしましては、観光のためにこの教育関係の施設を使っていただくことは大変重要なことと考えております。ですので、なるべくご要望にお答えしたいということでございます。ただ、施設の設置運営の本来の目的からいうと、どうしても学校教育あるいは社会

教育関係を中心に住民による利用に次ぐ位置づけにならざるを得ないということもご理解いただけるのではないかと思います。

そうした教育を柱とする住民による利用が第一の優先権を持つということは、施設の性質上揺るがぬ原則であるというふうにも私は考える次第でございます。

しかし、今、藤乗議員からおっしゃっていただいた個別の施設において、さまざまな状況が異なるのではないかと。それから、他の自治体のさまざまな状況の中に、知恵があるのではないかとというサジェスションは、大変私はありがたいことだと感じました。私どもとしましては、今、申し上げたような原則がございますけれども、なるべく町内の業者の皆様にもこれを利用していただいて、収益を上げていただきたいということは全く私どもも意を同じとしますので、そのあたりは再度よく調べて対応を考えさせていただきたいというふうに思います。

現在の、私の今伺う前のレベルでは、実はこのように考えておりました。平成26年5月に、新しい使用許可申請の規則を適用いたしました。これで時期の緩和が行われたわけですが、この申請時期の設定というのが、さまざまな要因を考えて多面的に解かなくてはいけない、ちょっとジグソーパズル的なところがあって、難度が高いわけでございます。そこで、平成26年度に改正して、これがどういうふうな皆さんの受け取り方をされるか、皆様にどうやって受け取っていただけるか、これを十分見据えてから次の一步に進もうと考えていた次第でございます。

しかし、今、おっしゃっていただいたとおり、個々の施設で利用状況は違うし、違う戦略もとっていけるかもしれない。あるいは、よその自治体には、さまざまな戦略、この問題にめぐって有効な戦略があるのではないかとすることは、今、ご指摘いただいて大変そのとおりだと私も存じましたので、今後、担当課の職員とじっくり話しまして、対応を考えさせていただきたい。また改めてそれはお答えしたいというふうに考えます。

どうもありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） できましたら、申し込みをもっと前倒しできるような仕組みとして、進めていただきたいと思います。一つは、土日、祝日は別個にして、平日だけをそういう早く予約ができるというシステムをつくってしまうということで、逆に、宿泊業者だけがそこに集中するということをセーブするような仕組みになれると思います。日にちを継続しなければ、どうしたってそういうお客さんを受け入れるというのが制限される可能性があります。

ですから、よその自治体なり何なりの施設も併用してとらなければいけないというふうになるはずですから、その辺がある程度の押さえとなるわけで、住民の皆さんに不利益に必ずしもならないというふうに考えられます。よろしくお願いします。

それでは、2件目の質問をさせていただきます。

小中学校の教育現場の実態に関しまして、町民の皆様から、町の小中学校の生徒の中に落ちつきのないお子さんがいたりすることによって、授業や学級経営に支障を来し、全体に学力にも影響をしていることをご指摘いただくというケースがございます。これに関連して、現状とその状況、どの程度把握していらっしゃるのか。

2つ目として、原因として考えられる要因はどのようなところにあるのか。

3つ目としまして、今後の対応についてということですが、先ほどの鵜野澤議員の質問とかなりかぶる部分があると思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） それでは、藤乗議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、現状とその把握状況ということでございますが、今年度1学期になりましてから、急に数名の児童生徒がその原因として考えられる問題が発生し始めたということで、1学期から校長、教員と私どもで連絡を密にいたしまして対応をしているところでございます。

現在では、複数の教員を配置して、歩き回ったりするような子供たちがないようにしたり、あるいは学級の学習活動が落ちつきを取り戻せるように、学校で対応しているところでございます。おかげさまで、7月あたりから大分落ちつきを取り戻して、2学期に入りましては、かなり落ちついて平常な状態になりつつあるということで、私どももほっとしているところでございますが、さらに見詰めながら対策をさらに推進していこうというふうに考えているところでございます。

2点目の、原因として考えられる要因ということでございますが、これは、児童生徒の成育、あるいは生活環境の変化、それから特に児童生徒が経験するストレスの増大、最近の児童生徒の傾向といたしまして、感情を抑えることができない、そして考えや気持ちを言葉でうまく伝えたり、人に話したりする能力というものが低下しているということ、こういうものが挙げられておまして、児童生徒が落ちつきのない行動を繰り返すというような傾向がございます。これは、一般的に規範意識や倫理観の低下、人間関係の希薄化、家庭の養育にかかわる問題、児童生徒を取り巻く家庭、学校、社会環境の変化に伴う、まさに多様な問題

が総合的にこの現状をつくり上げているというふうに思っております。

この子供たち一人一人についての指導というものの対応は、みんな違うんです。ですから、その子供一人一人について、先生方は、この子についてはどう指導したい、この子についてはどう指導するというようなことを一つ一つについて、今、個々に対応しながら学校全体として取り組んでいるということでございます。

3点目の今後の対応ということでございますが、学校が、児童生徒のさまざまな問題に適切に対応するということが、これは、日常から児童相談所や警察等との連携を密にすることによって、情報収集し、常に新しい傾向に対応できる指導体制を整備することとともに、家庭訪問をするなどして保護者と十分に話し合い、学校の指導方針について理解と協力を得る、そして信頼関係を確立する、これが不可欠の要件であるというふうに考えているところでございます。

さらに、教育委員会としましては、学校と協力して、これが一番大事なことなんです、全ての児童生徒が学校生活によりよく適応し、充実した有意義な学校生活を築けるように、これが最大の目標でございます。その方向については揺るぎないものがございますが、なお、どうしても学校の秩序が保たれずに、正常な授業が行えない、そういうような場合には、児童生徒の出席停止も視野に入れて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 今、お答えいただいたような話と、先ほど鶴野澤議員の質問に対してお答えいただいた内容、町長のお答えとか総合しましてですけれども、大体了解いたしました。ただ、私もいろんな方もそうだと思いますが、住民の方々から、学校の状況はというようなお話があるとき、ご指摘いただくときに、必ずと言っていいほど、一宮学園はというような言い方をされてしまうというケースがございます。実際に、いろんなお子さんがいるわけで、これは一宮学園だけに限ったことではないので、そこだけに責任を押しつけるということは必ずしも正しくないというところはあると思いますが、現実にはいろいろななかなか難しい状況のお子さんもたくさんいらっしゃるというところで、町民の方々から、そういうご指摘がある以上、何らかの対応というものを、町の施設ではないにしても考えてもいいのではないかとこのように私としては思います。

その例としまして、学園の子供さんたちは寮が家庭でもあるわけですから、そこにいる指

導の先生方ですとか、大人の方が親がわりということになっているわけで、いろんな大人の方、周辺住民の方も含めて、そういった方と交流するというのも非常に重要なことなのではないのか。それが、最終的には、大分遠回りかもしれませんが、彼らのケアであったり、学力の向上に、事によるとつながるといふ部分もあるかと思えます。実際に、学力支援ということで、ボランティアで夕方、夜、行っているような住民の方も以前からあるわけで、それによって何らかの効果も目に見えないでしょうけれども、あるかに思われます。

そこで、例えば、町の施設ではないですが、一方的には言えませんが、例えば交渉の中で、学園の中に図書室の分室みたいなものをつくらせていただくことによって、地域住民の方も自由に出入りできると、そして、子供たちとも交流できるという中で、多少なりともケアのためのプラスになるというような進め方、そういったような仕組みづくりというような直接的にお金をかけるということではないんですけれども、そういった形でサポートするようなことが考え方としてあってもいいんじゃないかというふうに、いろんな考え方、やり方があるとは思いますが、一つの提案としてですけれども、いろいろ考えていただき、対応していただきたいというふうに思うんですが、その辺のところ、教育長のほうでどういうふうに感じられたか、ちょっといただければありがたいです。

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 一宮学園という一つの施設の名前が出てしまいましたので、お答えをさせていただきますが、学園の中にいる子供たちの今までの育成環境、これは大変多様でございます。各寮の中にある寮の構成のメンバーも大変多様でございます。その寮の先生方というのは、学園の子供たちの親であるわけです。その親の方々が、一人一人を細かく観察して、全ての子供たちに対応していくということは、学園の皆さんにとっては大変な仕事ではないかなというふうに私は推察しているところでございます。

その学園の状況がそっくりそのまま学校に持ってきて、学校でも同じような問題が発生しているというようなことはあります。私どもも校長と私とで施設長のところに伺いまして、いろいろな対応について協議をしているところでございます。その協力関係の中で、少しでもよくなるというような方向を今考えて実施に移しているところでございます。今、いろいろご提案をいただきました内容についても、一つ一つ参考にさせていただきながら、検討の中の一つにさせていただきたい、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。



○7番（藤乗一由君） ありがとうございます。

それでは、3点目、環境条例の運用規則等の整備についてという質問のほうにさせていただきます。

町では、さまざまなイベント、こうしたものを主催したり、応援したりすることによって、今後、サーフィンの大会、オリンピックへの採用ということも含めて、町の活性化のための地方創生戦略プログラムを通じて知名度アップ、観光や移住定住促進、これを推進しているところですが、個別に私たちの住宅地周辺、これを見てみますと、業者による資材置き場などによる住環境、あるいは自然環境、こういったものが圧迫されていたりというような問題も発生しているところでございます。

そこで、まちづくりの観点から、こうした住環境や自然環境の保護、保全等につきまして今後どのように対策し、どのような方向で進めたいというふうに考えているのか、まちづくりの立場から担当のまちづくり推進課にお伺いします。

また、その際に、現在ある一宮町環境基本条例、それから一宮町環境保全条例といったものだけでは、個別の具体的なそうした問題に対する保護、保全に関して、有効な規制やあるいは現状を復元していただきたいというようなことに対しての手段には欠けるものがあります。そこで、多くの住民の皆さん、これから一宮に住もうとされるという方も含めて、安心して、しかも外部に自信を持って町の姿を発信していくことができるようになってもらいたいです。その辺のところの場合によっては難しいという部分も出てきてしまうと思いますので、そのため、この条例の運用に当たっての詳細なもの、罰則も含めた法的整備を進めるということが必要になってくると思いますが、それについて今後の方針、これを担当の事業課のほうにお伺いいたします。

お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 藤乗議員のご質問にお答えします。

一宮町では、現在、国の進めている地方創生事業に取り組んでいます。就業の機会を創出し、結婚、出産、育児について希望の持てる環境を整備すること、いわゆる若者がそれぞれの地方で働き、結婚、出産できるようにしていこうとすることを目標に、長生郡市の市町村は、10%から30%の人口減という目標となっている中、一宮町の人口ビジョンはほぼ横ばいという目標にしました。

一方、戦略プランですが、一宮町の基幹産業である農業をより一層強くすることで雇用の創出を実現する。そして、数多く来ている観光客やサーファー等が地元商店街や飲食店を利用することで町内消費を増加させるとともに、まちづくり会社を設置し、地元商店街の空き店舗等のリノベーションを行い、新店舗の開業を促し、雇用創出を図る。あわせて新たな産業の育成や仕事の創造を図り、雇用を確保するという計画を立て、現在取り組んでいます。

観光イベントも、夏期には土曜、日曜に9イベントを実施し、移住、定住に結びつけたく、頑張っています。

まちづくりの観点から、住環境、自然環境の保護、保全等について、今後どのように対策し、どのような方向で進めたいと考えるか、まちづくりの立場から、担当のまちづくり推進課に伺うとのご質問ですが、町には、道路、海、川、農地、山、全ての景観の美化、そして暮らしやすい環境整備、自然環境の保護、保全が必要と考えています。その対策と進め方ですが、それぞれの法律、条例等に沿って、役場各担当課、それぞれの立場を踏まえて仕事をしていくことだと考えています。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、今後の方針について担当の事業課に伺うということについてお答えいたします。

現在あります一宮町環境基本条例、一宮町環境保全条例は、大きな理念や利用者の責務などを知らしめることが重要な目的でございますので、土地利用自体を制限するものではございません。

今後は、オリンピックを中心に、さまざまなイベントが予想され、町の知名度はさらにアップし、移住定住も促進されることを期待しますが、町の大部分の地域は、用途指定のない区域となっていることから、環境を悪化させるおそれのある施設の建設がふえることも予想されます。

町といたしては、このような状況を鑑み、町内で用途の指定のされていない区域に特定の建築物の用途の制限を定める地域を指定する方向で検討しており、これは、地域内にふさわしくないような建築物等を制限する区域を定めるもので、都市計画法第9条第14項に定められおり、また、この制限の内容は、都市計画法第49条の2により、町の都市計画に即して、地方公共団体の条例で定められているとされております。

現在では、地域指定に向けての準備段階でございますが、条例の整備におきましては、有

識者や議員の皆様方と十分協議し、有効な対策がとれるよう推進していく考えです。

また、もう一つの問題であります空き家問題でございますが、空き家対策については、町内の空き家の実態を調査し、今後把握する予定でございます。そのまま放置すれば、保安上、衛生上、景観上著しく有害となる特定空き家等の状況を把握し、空き家の有効活用を含めた対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） こうした問題点につきましては、全国各地で同様の状況があるわけでございます。回答にもございましたように、オリンピック開催を視野に入れた中での移住・定住の促進、こういうところを考慮しますと、法的な整備というところの対応を検討しているということではございますが、これは、スピード感のある対応を、急いでと言いましても十分に検討されたものでなければいけません。日々変化していくものですので、早急に対応を進めていただきたいというふうに考えます。その辺のところをよろしく願いいたします。

では、4点目のこども園のことにに関して質問させていただきます。

これまで、保育所整備計画の中で、愛光保育園建設、それから東浪見こども園、今回の本年度の一宮どろんここども園、これのこれまでの事業推進にかかわりまして、特に入札関連、これについて伺います。

これらの入札の内容と経過、それに、町、役場担当課ないしは担当部署と事業主、県の担当部署、業者との間での入札条件、その他のやりとり等、これにつきまして、時系列の経緯についてご説明いただきたいと思っております。ただし、時間の関係もございますので、愛光保育園、東浪見こども園につきましては、昨年度、一昨年度の状況ですので、本年度の一宮どろんここども園につきまして、できるだけその経過を詳しくご説明いただきたいと思っております。

2つ目に、これにかかわる町執行部での決裁や許可、承認、報告、そうした部分や手続の状況につきまして、どのように進められてきたかということについて説明ください。

3つ目としまして、こうした入札の条件、情報の開示、こうしたことが、これまで担当課へお聞きした中での聞き取りの内容から、なかなかはっきりしたものが得られなかったというふうに、私としましては考えているんですけれども、なぜそのようなになったのかという点につきまして担当の方から回答を求めます。

少々、時間の関係もございますので、4点目につきまして、今回、割愛させていただきたいと思っております。

以上お願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、いずれの施設整備につきましても、愛光、東浪見、それから今回の一宮、いずれの施設整備についても共通する前提として理解していただきたいことは、園舎建築工事の係る入札は、自治体の入札基準を用いて保育所を設置する民間事業者が行うものでありまして、町は事業者に対し、基準の運用について、助言、指導を行うものでございます。

それでは、一宮どろんこ保育園についてご説明いたします。

平成28年2月16日、県児童家庭課へ事業者・町と訪問。事業概要説明、スケジュール確認、町の入札基準やこれまでの実績を説明し、事業者・町より工期もタイトなこと、民営化ということでもあり、住民からの意見聴取も十分に行いたいので指名競争入札の方向で検討したいとの意向を説明し、県も県内に同様の実績もあり、特に指摘はありませんでした。

2月19日、町より事業者へ入札に関する資料として、一宮町財務規則、一宮町入札契約に係る暴力団対策措置要綱、一宮町発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領、入札約款、指名競争入札の執行手順、建設工事等契約事務取扱規定、一宮町建設工事等入札参加業者資格審査及び選定基準、参加資格者名簿、町登録があり、かつ県登録Aランク、花火大会寄附名簿、以上を送付いたしました。

5月12日、設計会社から入札に関する問い合わせがあり、指名競争入札12社以上でよいか、また、町指名審査会への報告が必要か照会があり、既に町内部で共有済みであり、担当職員より指名競争入札は12社以上、また、町が事業者ではないので、町の指名審査会への報告は必要なしとの回答をしました。その際、指名業者が固まりましたら情報提供をするよう指導もしております。

7月7日、設計会社から問い合わせがあり、町参加資格がない県Aランク事業者を指名できるかとの照会があり、こういったケースの取り扱い、町がどこまで関与すべきかを県へ問い合わせたところ、会計検査を受けるのは設置事業者であり、その際には、設置事業者が業者選定理由を説明する必要があるとの回答を得たため、そのように事業者へ回答いたしました。

た。

8月10日、事業者が指名参加の入札通知、ただし、町に業者の事前連絡はございませんでした。

8月19日、どろんこ会より、町に入札に関する業者の資料が届きました。指名業者12社中に町基準Aランクに該当しないBランク事業者4社が含まれておりました。

8月25日、どろんこ会にて開札。

8月26日、どろんこ会より、入札結果報告書が届き、結果は、12社中9社辞退で町内Aランク事業者が落札しました。

2点目の質問でございますが、冒頭にも申し上げましたが、入札を行うのは事業者であり、町は、助言、指導を行う立場です。町が入札について何かを決定するということはないため、書面での決裁等はいませんが、業務日報や口頭にて上層部まで事業経過報告を行っております。入札に関してはこのような形で、都度、玉川前町長や芝崎前副町長の承認を得ておりました。馬淵町長就任後には、入札について新たに町が判断する事項や新たな指導内容はありませんでしたので、特に報告はしておりません。また、町長からも、8月3日つくばどろんこ保育園の視察まで、特に入札についての質問はございませんでした。

3点目でございますが、入札を行うのは事業者でございます。一民間事業者が行う入札の条件や情報の開示を自治体が行うことはありません。また、指導や助言は、電話や対面で行うケースが多く、日時内容が記載された書類が残っていないこともありますので、お問い合わせいただいた際に目で見える資料として提供できない場合がございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 今、先ほどの質問に関して入札関連のご回答をいただいたんですけども、町は、指導助言を行う立場であるからと、許可をすとかという関係の立場ではないということでしょうか、指導助言をするという限りは、こうしたほうがいいんじゃないですかということを町のほうから伝えることだと一般的には思われますので、町が入札の条件や情報の開示を行うということはありませんというのは、ちょっと町としては、多額の税金を投入するという事業である以上、住民の目線から見ると、無責任な部分があるのではないかと見られてもやむを得ないというふうに思います。実際に、今回の場合には、4億2,000万円ということで落札されておりますが、この中の大部分は税金ですね。事業者が負担している部分は少ないわけですから、町が負担している部分もそんなに多くない。とはいっても、

大部分が国・県からの税金に当たるわけです。そうした点を考えますと、町としても慎重にこの行方を見きわめていくという姿勢がなければいけないのではないかというふうに思います。

そこで、今、回答の中に、今回の場合には、町の指導助言という中で、資料として提出しているものは、県の登録されている業者の中のAランクのものであるということでしたが、結果的に、事業者のほうから提出された指名業者の中には、Bランクの業者が含まれていた。12社中4社がBランクの業者が含まれていた。このところは、先日、これについてお伺いしたところ、担当のほうとしても、非常に不思議な部分だというふうに回答をいただきました。こうした点、担当のほうでもこれはどうも妙だなということについて、ではなぜ確認しなかったのか、調査しておかなかったのかというところが、やはり町民の、あるいは多くの税金を預かって運用していると、そういう責任が、そういう気持ちが少々薄いのではないのかなというふうに思えてしまいます。

こうした点につきまして、今回、馬淵新町長になった時点では、新たな変化がなかったの  
で報告していませんでしたという部分もありますが、この経過については、新町長の知るところではないというような意味にも捉えられてしまいかねないこととございますので、こうした経緯については、きちんと報告されなければ、これまでの状況も含めて、報告されなければおかしいのではないか。執行部内部での関係という部分も、そういったことでしっかりしていただかなければおかしいのではないかと、私としては思います。

そうしたところも踏まえまして、この例えばAランク、Bランクであったのはどうしてか  
ということは、事業者を確認しなければわからないところではございます。それから、町民  
目線で、もっとしっかりと税金を使っていると意識をもって取り組んでもらわなければいけ  
ないということも、きちんと町長からも職員全体に伝えていただかなければいけないと思  
いますが、先ほどのA、Bランクというところの調査、あるいはなぜそれを担当課のほうでは  
確認しなかったのかというようなことも含めて、町長のほうにお願いがございしますが、確認  
して調べておいていただきたいと、後ほど、報告いただきたいと、思います。

以上をもちまして、これを要望としまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（島崎保幸君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

---

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（島崎保幸君） 次に、1番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

1 番、藤井幸恵君。

○1 番（藤井幸恵君） 1 番、藤井幸恵です。質問は、大きく 2 つありますので、一つずつ質問いたします。よろしく願いいたします。

まずは、一宮町保育所整備計画についてお伺いいたします。

一宮保育所の移設民営化の件、馬淵町長は、6 月議会にて、最終決定は 1 カ月後にとの答弁をされました。既に、1 カ月以上たちますが、住民の皆さんに対して町長の意思表示、公式な声明はいまだなされていないように思います。最終的なご判断、なぜ、それをきょうまで表明されなかったのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員のご質問にお答えいたします。

保育園問題についての私の意見は、8 月上旬に決まりました。6 月議会で複数の議員の皆様からご質問をいただきましたので、また、9 月議会で再度ご質問をいただけるであろうと考えまして、そこで正式にお答えをすべきであるとの考え方から、後援会だよりなどの発行はおくらせてまいった次第でございます。

既に、準備は終わっておりますので、議会終了後に直ちに町の皆様に周知していただくような措置を行う予定でございます。

なお、保育園問題についての、私の結論を申し上げますと、私は今回の保育園移転再編計画につきまして、現在案を継承し、よりよいものとするべく取り組んでいくと最終的に考えるに至りました。

6 月議会で答弁を申し上げた後、私は、委託先法人の具体的経営状況について、専門家の調査を仰ぐなどして慎重に検討いたしました。特に大きな問題はないことが判明いたしました。財政的には比較的健全であり、人事管理などで民営保育所に広くみられる問題は散見されるものの、委託を再検討しなくてはならないレベルの要因は見当たりませんでした。

また、みずから 3 カ所の保育園を視察させていただき、特にそのうち 2 カ所についてはアポイントメントなしでの訪問でありましたが、つぶさに園の日常的保育の実態を実見できた中で、どろんこ会の保育のあり方について、信頼できるレベルのものであるとの心証を得るに至りました。そこで、上記のごとき結論に達したものであります。

私は、保育事業を自治体の任務の中でも最重要なものと考えております。議会の皆様におかれましても、民営化の後にも、行政、議会が積極的に関与し、サポートしていくことこそ

が、保育事業を順調に進行させるための必須要件ということで、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） ただいまのご答弁をお聞きして、2点再質問いたします。

1点目、専門家の調査を仰ぐなどして慎重に検討しましたが、とのことですが、その専門家とはどのような専門家で、どのような調査内容、見解であったのか、調査費用は幾らだったのか、一切の報告がありません。詳しくお願いいたします。

2点目、人事管理などで、民営保育所に広く見られる問題は散見されるものの、委託を再検討しなくてはならないレベルの要因は見当たりませんでしたとのことですが、問題があるならばその情報は共有し、解決に向けて各関係機関で協力しなければなりません。

町長の答弁からは、問題はあります、ですが私はそれを問題と思いません、委託して大丈夫ですという発言に聞こえ、とても不快に感じます。

そのようなお考えで、町の大事な宝である子供たちを任せられるのでしょうか。保護者の方々に安心してお預けくださいと言えるのでしょうか。

町長のおっしゃる問題とは何か、お答えください。

○議長（島崎保幸君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、専門家の調査を仰ぐなどして、のところでございますけれども、この調査はあくまで私が個人的に行った調査でありまして、公的なものではないので詳細については申し上げる必要はないかと存じます。しかし、調査の信頼性につきましてご疑念をいただくのは私の本意ではございませんので、どういう方々へお願いをしたかということは申し上げさせていただきます。

私が調査で協力を仰いだ方は、複数に上りますが、その一端をご紹介しますと、弁護士の方にご相談をいたしました。そこから、弁護士協同組合の特約を得た調査専門会社にも依頼をしました。また、現役の保育事業従事者の友人にも知見を求めた次第でございます。そこで専門家と称した次第でございます。

なお、私は、この調査によって、町の資料に基づく本案件はそのまま進めてよいとの従来の結果を上書きしたものでございます。判断の公的な根拠は、あくまでの町の調査結果であ



りまして、それで構わないということを個人的に確認したにすぎないわけでございます。

2つ目のご質問でございます。人事管理などで民営保育所に広く見られる問題が散見されるということについての詳細をお求めということでございます。

これは、私が個人的回路で行いました、退職した職員の方への聞き取りなどから、現場の職員として、業務負担が給与待遇に比して重いと感じたとの感想を複数得ることができたことを踏まえたものでございます。しかし、それは全ての聴取対象の方から一貫した証言として得られたわけではなく、あくまで主観的な印象の部分もあるかもしれないと私が判断した次第でございます。そして、これは行政が保育園運営にかかわりを強めていくことによって、一定程度コントロール可能なレベルのものだと判断をいたしました。また、これは民間の保育所について、よく語られるというふうに私が認識している問題でございますので、先ほどのように述べた次第でございます。

詳細については、以上のおり報告を申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 要望等ありますか。

藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） わかりました。ありがとうございました。

ただいまの町長の答弁の中に、疑問の残る点が幾つかありました。質問はもうできませんので指摘だけさせていただきます。

どのような専門家であるかはお答えいただきましたが、その調査内容、見解、かかった費用については伏せられたままです。なぜお話しくださらないのか、理解に苦しみます。馬淵町長は、都合の悪いことは隠すのだという印象を持たれても仕方がないと思われま。

お友達に相談して、アドバイスを得る程度のことを調査を仰ぐと言われているのであれば、誤解を招く言葉であり、適切ではないと感じました。また、9月議会まで明言を控えたというのも、議員に向けての報告であれば、全体会議、そのほか集まりなど幾らでもその機会がありました。それでいて、きょうまで待つ意味がわかりません。最終判断、決定をされたなら速やかに意思表示を公にするべきです。町長が沈黙しているその間、子供を持つ保護者の皆さんは、ずっと不安なまま放っておかれました。町長は、保護者の皆さんに、早く安心してもらいたい、不安を取り除いてさしあげたいとは思われなかったのでしょうか。

そして、その期間、町、保護者、どろんこ会による3者協議会、子供にかかわる各関係機関、団体、保護者による子ども・子育て会議もありました。町長が保育所整備計画について何ら意思表示をしないまま、その一方で計画はスケジュールどおり粛々と進められていく。

そんなちぐはぐであやふやな状況の中、曖昧に答えを濁し、当初ご自身でお決めになった期日を過ぎてなお、推進するのか、見直しなのか、町長はいつまでたってもはっきりしない。もしかしてこのままだやむやにしてしまうのだろうかという周囲、現場を困惑させた、町長のその姿勢は不誠実であるとの感想を多くの方が持たれたことでしょうか。答えは出ているのに、公にしない。日にちを延ばしたところで何のメリットもないのは、誰の目にも明らかです。決断されたのなら、速やかに町長のお考えを町の皆さんに、自治体トップ、町のリーダーとしてしっかりと力強く発信していただきたかったです。非常に残念な対応でした。

最後に、確認になりますが、町長は、この一連の一宮保育所整備計画に対し、8月上旬に最終判断したものの、9月定例議会にて正式にお答えすべきとの考えで、きょうの発表となった、問題はなかったので計画どおり進めるという結論に至った、そのように理解しました。ありがとうございました。

続いて、2つ目の質問に移ります。町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

6月議会の藤乗議員の一般質問に対して、馬淵町長から、これからの大きな事業に関しては広く住民の意見を聞き、皆が納得できる決定を行うとの答弁がありました。とても大切なことだと思いますし、同意いたします。であれば、毎年開催されていた町長と語る会、国からの多額な補助金、助成を受け、町にとって大きな事業となる地方創生についての住民説明会は必要だと考えます。ぜひ、開催を要望いたします。

町長の政治姿勢の中で、住民の皆さんに対し、町の考えやこれからどんなことをやろうとしているのかを知っていただくこと、説明責任を果たすことはとても重要視されていると思っておりましたが、違うのでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員のご質問にお答えを差し上げます。

町長と語る会、そして地方創生についての住民説明会といったことでご質問を頂戴しました。

まず、町長と語る会でございますけれども、町主催の町長と語る会につきましては、平成21年度から開催をしておりました。参加者の平均人数が19人という人数の少なさを踏まえて、廃止をすることにいたしました次第でございます。しかし、町長と話がしたいと方々には、常に門戸を開いております。町長室開放日以外の日でも、総務課のほうへお申し込みいただければ随時対応をさせていただいている次第であります。

私は、町長就任以来、町民の皆様とはお一人でも多く語り合いたいと思ひまして、そうしたことができる場所を求めまして、町のトマト便の責任者を通じまして各区へ打診をいたしました。お祭り等を含めて集まる機会があれば呼んでいただきたいということで、ことしの7月には、八坂神社のお祭りに出向かせていただきました。何人か集まることがあればぜひお気軽にお声をおかけください。私はお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、地方創生につきましては、個別施策につきましては、町の皆様にかかわる部分についての説明は案件によって企画をさせていただこうと考えております。その場合、皆様のご意見をプランの遂行に反映させる努力もいたす所存であります。しかし、補助金プランについて全体をお話するための説明は特に考えてはおりません。何としましてもお知りになりたいという方から個別にご要請をいただければ対応を考えますけれども、これは、議員の皆様にご説明を差し上げたときにもそうございましたけれども、余りにざっくりした話になりますので、従来の経験から申し上げますと、もう少し個別的なレベルになってから住民説明会ということが通常は皆様のご関心を持っていただけるということで、そのレベルにおいて初めて行われるということで私は認識しておりますので、いわゆる住民説明会にはこのようなレベルではなじまないと考えている次第であります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 再質問いたします。

町長ご自身は、町長と語る会に参加されたことはございますか。もし、あるようでしたらその感想を、ないようでしたら、なぜ参加されなかったのかをお聞かせください。

また、地方創生についてですが、興味のある方にはお知らせする、興味のない方にはお知らせしない、そういう理解でよろしいですか。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井幸恵議員の再質問にお答え申し上げます。

町長と語る会は、前玉川町長のときに行っていたものでございますが、私が玉川町長の後援会長であったこともございまして、最低で4回ほどは参加したと記憶しております。そのときの感想といたしましては、玉川町長の要請で皆さん参加していた方が結構いらっしやっただんですが、参加者絶対数は少なかったというふう感じた次第でございます。それは毎回

そのような印象でございました。

一方、地方創生でございますけれども、興味のある方にはお知らせする、興味のない方にはお知らせしないということでございますけれども、そういうことではございません。地方創生にかかわらず住民の皆様にご相談が必要である事業は、必ず住民説明会を早い段階から行っていく所存であります。しかし、私が先ほど申し上げましたが、住民説明会というものは、町民の皆様にかかわる部分について、具体的なプランをつくる段階で町民の皆様にご相談を差し上げ、そして、町民の皆様の意見を反映させていくものというふうに考えております。

地方創生事業は、商店街の空き店舗改修を行い、商店街を活性化させる。また、モニタリングハウスをつくり、お試し居住をしていただき、一宮町への移住促進を図る。サーフィンセンターを設置し、多くのサーファーに来訪してもらい、町内を回遊していただく。こうした大きな3つの柱の計画となっております。ことし、来年は、商店街の空き店舗改修をそのうちまず最初に中心的に行う予定でございます。

この3つの柱でございますけれども、空き店舗改修につきましては、個人の財産に関するものでございます。また、モニタリングハウスとサーフィンセンターのほうは具体的なプランはこれから作成するというものでありまして、まだ発足もいたしていないということでございます。もう少し進みましてところで住民説明会を行うということを考えております。私どもで適切と判断した時期には、ぜひ住民説明会を行いたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 町長の政治姿勢、お考えがよくわかる答弁でした。ありがとうございました。

最後に、一言発言いたします。

町長と語る会の感想は、その意義や内容についてではなく、参加者が少ないとだけしかなかったことがとても残念です。自分の住む町のまちづくりに興味や関心を持つようになるのは、おのおの個人、個人、きっかけとタイミングがあらうかと思えます。私の場合は、町長と語る会でした。

これから、町のやろうとしていること、今の町の課題、解決策など、町長や担当課と直接対話ができ、参加されている住民の皆さんからもさまざまな意見が聞かれ、未来の一宮町にわくわくし、明るい希望を持ちました。一宮という町は、住民のことを大切に思い、町の事

業に対して、わかってもらう努力を怠らない、誠実な町なんだと感じ、そんな一宮に移住してきたよかったですと思いました。

住民の側に歩み寄り、寄り添い、ともによりよいまちづくりをしていこうという行政側の心意気やその情熱に心を打たれ、自分にも何かできることはないだろうか。町に何かを求めるよりも、自分がまず動こうと、小さいながらも自分なりの住民参加のまちづくりに向けて一歩を踏み出すきっかけとなって今に至るというわけです。

どうか、行政側から扉を閉めないでください。馬淵町長であれば、参加者が少ないなどの反省すべき点は改善し、よりよい提案のもと、より有意義な町長と語る会ができると思います。ぜひ、開催をご検討ください。お願いいたします。

それから、地方創生についてですが、この事業は、町にとってこの先の方向性、かじ取りを示す大きな道筋となります。町全体にかかわることですので、住民の皆さんに対し、より丁寧な説明が必要です。また、そうすることで町の事業への理解が深まり、住民の皆さんは頼もしいサポーターとして応援や協力などの支援をしてくださると信じています。

まちづくりを特定の人たちだけのものとししないでください。言葉ではもっともらしい言葉、文言を並べて、何とでも言うことができます。ですが、実際町長が実行したことは、町民提案事業の廃止、町長と語る会の廃止、わかりやすい予算説明書の全戸配布廃止です。これでは、住民参加のまちづくりを推進しているどころか、後退させています。今まで以上に門扉を広げ、住民の皆さんが参加しやすい、参加したくなるまちづくりの形を目指してほしいと願っています。そのような政治姿勢こそが馬淵町長が選挙前からおっしゃっていたことなので、ぜひ言動一致、有言実行してくださいますよう強く要望して私の質問を終わります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、藤井幸恵君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午後 3時26分

---

再開 午後 3時43分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第6、承認第1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 承認第1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明いたします。

本件は、8月22日、23日の台風9号災害の復旧に対応するため、補正予算を専決処分させていただいたものでございます。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,118万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,587万7,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。

2款総務費から10款災害復旧費までは、右ページの説明欄でご説明いたします。

一番上の丸印のところです。町有財産管理運営費144万円、この内訳としまして、修繕料は駅前直売所の屋根の修繕料、委託料は職員で対応できない倒木3カ所の処理を委託したものでございます。

次の災害対策事業費42万7,000円につきましては、配備態勢をしいたときの職員の時間外手当及び瓦れき撤去に係るダンプの借上料でございます。

次の土木施設災害復旧費223万9,000円につきましては、道路上及びのり面における倒木撤去を業者に委託した費用及びカーブミラー4カ所の復旧工事費に要した費用でございます。

次の民生施設災害復旧事業費17万1,000円につきましては、停電によります一宮保育所のエアコン修繕料でございます。

次の衛生施設災害復旧費293万8,000円につきましては、一宮町保健センター屋根の復旧工事に要する費用でございます。

次の公立学校施設災害復旧費16万3,000円につきましては、一宮小学校の照明器具の修繕料でございます。

最後に、社会教育施設災害復旧事業費380万2,000円につきましては、中央公民館の窓ガラスの修繕料、創作の里倒木撤去の委託費、臨海運動公園テニスコートフェンスの復旧工事、一宮号車庫の復旧工事に要する費用でございます。

以上、歳出合計1,118万円でございます。

歳入につきましては、同額を27年度の繰越金から充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第6、承認第1号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

---

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託

○議長（島崎保幸君） 日程第7、決算認定を上程いたします。

認定第1号 平成27年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成27年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、認定第1号から認定第5号、こちらは平成27年度の決

算関係でございます。

概要を説明させていただきます。

資料で説明させていただきますので、お配りされております平成27年度一宮町決算資料、こちらの資料ですね、こちらをご用意いただきたいと思っております。

1枚めくっていただきますと、右下に全体説明資料1と書かれたページがございます。こちらは一般会計のほか、全ての特別会計について決算額を一覧にしたものでございます。

最初に、一般会計ですが、収入額49億5,274万5,945円に対し、支出額47億1,681万1,385円となりまして、差し引き金額2億3,593万4,560円でございます。

次に、特別会計ですが、4つの会計を合わせ、収入額31億7,426万7,974円に対し、支出額30億6,605万3,908円となり、差し引き金額1億821万4,066円でございます。

それぞれ主な特徴点がございますが、資料の次のページ、右下に全体説明資料2と書かれたページをごらんください。

こちらは全ての会計について、歳入総額を一覧にした資料でございます。

最初に、一般会計の収入総額ですが、決算額49億5,274万5,945円、前年度に比べると7.7%、3億5,613万5,207円の増加でございます。特徴を申し上げますと、愛光保育園の増築や庁舎建設事業が終了し、減少となる要因もございましたが、最先端技術を取り入れたトマト栽培施設の建設や東浪見地区の認定こども園建設などにより、県支出金が2億5,000万円増加したほか、地方創生の関係で国庫支出金も9,700万円の増加、その他、地方消費税交付金につきましても、交付金の原資が全て8%への増税後のものとなりましたので、8,000万円増加し、歳入全体で増加となっております。

次に、特別会計でございますが、4会計を合わせると31億7,426万7,974円となり、前年度からは12.4%、3億5,039万2,723円の増加でございます。こちらは国民健康保険事業特別会計における共同事業交付金の増加や介護保険特別会計における基準額の見直しに伴う保険料の増加が要因となり、特別会計全体で増加となっております。

次のページをお願いいたします。右下に全体説明資料3と書かれたページになります。こちらは全ての会計の歳出を一覧にしたものでございます。

一般会計の支出総額は47億1,681万1,385円となりました。前年度に比べると4億1,599万9,570円、率にして9.7%の増加でございます。こちらは愛光保育園の増築や庁舎の建設が終了し、決算規模の縮小となる要因もございましたが、トマト栽培施設の建設費補助2億5,149万円や東浪見こども園の建設費補助1億1,205万円、そのほか、国営両総土地改良事業



負担金5,255万9,000円などが要因となり、歳出全体で増加となったものでございます。また、決算余剰金による財政調整基金への積み立て2億6,057万6,000円も歳出総額増加の一因となっております。

次に、特別会計につきましては、4会計を合わせると30億6,605万3,908円で、前年度に比べ13.4%、3億6,307万3,974円の増加となりました。こちらは国民健康保険事業特別会計における保険給付費や共同事業拠出金、介護保険特別会計における各種介護サービス費の増加が大きな要因となり、特別会計全体で決算規模の増加となったものでございます。

次のページをお願いいたします。右下に全体説明資料4と書かれたページになります。決算概要の最後に歳入歳出差引額でございませぬ。

一般会計の残額は2億3,593万4,560円となり、前年度に比べ20.2%、5,986万4,363円の減少となりました。特別会計につきましては、全体で1億821万4,066円の残額となり、前年度に比べ10.5%、1,268万1,251円の減少でございませぬ。この残額につきましては、予算の正確性への関係もございませぬので、年度末の3月補正の際には、決算見込み額を十分精査するなど、安易に残額が多くなならないよう精度の高い予算管理に努めてまいりたいと思ひます。

以上、簡単ではありませぬが、平成27年度決算につきまして説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、6名の委員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査としたいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。委員構成については、各常任委員会より2名ずつ選出したいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員構成については、各常任委員会より2名を選出することに決しました。

委員選出につきましては、休憩中に各常任委員会を開催され、委員を選出し、議長まで報告願ひます。

それでは、各常任委員会の開催場所を申し上げます。総務文教常任委員会、議長室、経済常任委員会、議員控室、厚生常任委員会、議員控室。

常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

---

再開 午後 4時01分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の構成が決まりましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会、藤井敏憲君、藤乗一由君、経済常任委員会、秦 重悦君、鶴沢清永君、厚生常任委員会、渡邊美枝子君、藤井幸恵君。

ただいま選出されました委員は、直ちに議長室にて決算審査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長を選出し、議長に報告願います。

決算審査特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時02分

---

再開 午後 4時10分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたので報告します。

委員長、藤井敏憲君、副委員長、藤乗一由君。

以上のとおりですので、ご了承願います。

なお、決算審査特別委員会は、10月18日火曜日、10月19日水曜日の2日間を予定しております。本決算に対する委員外質問は、10月5日水曜日までに委員長宛てに提出されますようお願いいたします。

なお、詳細は後日事務局より文書で連絡いたします。

---

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長（島崎保幸君） 日程第8、報告第1号 平成27年度一宮町健全化判断比率について、報告第2号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは議案つづり22ページをお開きください。

報告第1号 平成27年度一宮町健全化判断比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度一宮町健全化判断比率について、次のとおり報告するものでございます。

23ページをお願いいたします。

平成27年度一宮町健全化判断比率につきましては、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は、決算が黒字となっておりますので、数字は入っておりません。

③の実質公債費比率は、平成27年度は7.1%、平成26年度が8.1%ですので、1ポイント改善されており、早期健全化基準の25%を下回っております。

次に、④の将来負担比率は、平成27年度は25.8%で、平成26年度が38.1%ですので、12.3ポイント改善となりました。主な要因は、町と長生広域の地方債残高が減少傾向にあるのに加えまして、普通交付税が増額になったことにより比率の改善となったものでございます。

次に25ページをお願いいたします。

報告第2号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足の比率について、次のとおり報告するものでございます。

26ページをお願いいたします。

平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につきましては、決算におきまして黒字でありましたので、数字は入っておりません。

以上で説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

本案については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づく報

告事項ですので、以上で終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第9、議案第1号 平成28年台風9号の災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、議案第1号の平成28年台風9号の災害による被害者に対する町税の減免に関する条例について、ご説明いたします。

議案の28ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の制定につきましては、災害が発生した場合において、地方税法及びこれに基づく一宮町税条例により、町長がとり得る措置について、平成12年4月1日付自治事務次官通知により、その都度条例を定めて減免の措置を講ずることとされておりますので、今回の台風9号に係る被害の程度に応じて町税の減免を行う旨、条例を定めるものでございます。

まず、第1条でございますが、こちらは趣旨でございます。

第2条第1項につきましては、町民税の減免についての規定でございます。災害により死亡した場合、生活保護になった場合、障害者になった場合について、それぞれ免除または減免する規定でございます。

次のページの第2項でございますが、住宅または家財について損害金額がその価額の10分の3以上であった場合、この表の区分により免除または減額を行うものでございますが、前年度中の合計所得が1,000万円以上ある場合は適用されません。また、損害金額から保険金等で補填される金額は除かれます。

次のページですが、第3条でございます。第3条は、農業所得に係る町民税の減免でございます。災害により農作物の減収割合が10分の3以上で前年中の合計所得金額が1,000万円以下のものに町民税額の農業所得に係る所得割について、下の表の区分により免除または減額するものでございます。ただし、農業所得以外の所得が400万円を超える場合は適用されません。また、損害金額から農作物共済金額は除かれます。

その下です。第4条です。第4条第1項につきましては、土地に対する固定資産税の減免でございます。農地または宅地が災害により作付不能または使用不能になった場合、下の表の区分により、免除または減額するものでございます。

次のページ、第2項でございますが、第2項につきましては、被害を受けた農地または宅地以外の土地に係る固定資産税について、第1項の規定に準じて、免除または減額を行う規定でございます。

その下、第5条でございますが、第5条は、家屋に対する固定資産税の減免についてでございます。被害を受けた家屋について、下の表の区分により、免除または減額するものでございます。

第6条は、償却資産に対する固定資産税の減免についてでございます。償却資産については、第5条に規定する家屋に対する固定資産税の減免に準じて、免除または減額するものでございます。

次のページでございますが、第7条につきましては、減免の申請について、それから第8条は、減免の取り消しについての規定でございます。

この条例につきまして、施行の日は、公布の日から施行し、平成28年8月22日から適用いたすものでございます。

説明は以上です。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、議案第1号 平成28年台風9号の災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第10、議案第2号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第2号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定について、ご説明いたします。

つづりの34ページをお願いいたします。

平成28年度一宮町一般会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,722万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,310万6,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、41ページをごらんください。

41ページの1款議会費から53ページの12款諸支出金につきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明させていただきます。

また、各科目の中の人件費の給与、職員手当、共済費の増減につきましては、主なものは4月の人事異動によるもの、当初予算作成時より1名の職員の減、共済費の改正等により減額するもので、説明は省略とさせていただきます。

なお、人件費は一般会計と特別会計の全ての会計で1,842万1,000円の減額でございます。

それでは、最初に42ページの上から4つ目の丸印のところになります。町有財産管理運営費32万4,000円でございます。こちらは8区の2に土地及び平屋の家屋を所有している方から寄附の申し出を受けております。地域住民の憩いの場として、使用が可能な建物かどうか、それを耐震診断の結果により、判断するものでございます。

次に、ふるさと応援事業の報償費918万円についてですけれども、当初予算で641万円を計上いたしましたが、町内製品の返礼品の拡充や、ゴルフ場利用券、サーフィン体験等の利用券、町内宿泊券を導入したことにより、寄附金が増加し、返礼に係る報償費に不足が見込まれることから補正するものでございます。また、ゴルフ場利用券等につきましては、簡易書留で郵送することになりますので、通信運搬費におきましても13万2,000円を補正するものでございます。積立金につきましては、28年度末における積立金を当初の1,500万円から900万円追加いたしまして、2,400万円を見込むものでございます。

次の防災行政無線管理運営事業費94万7,000円につきましては、当初予算で50台購入いたしました。8月現在で在庫がなくなりました。申し込みが17件あることから、今後の必要となる分を含めまして30台購入費として補正するものです。

次に、まちづくり推進事業費、合計で15万9,000円につきましては、地方創生関連の事業内容の監査を受けるための報償費、内閣府やまちづくり会社との打ち合わせのための旅費、循環バスのために購入したハイエースの3月までの燃料費でございます。

次に、防犯対策事業費、合計12万9,000円につきましては、夢まるふぁんどという基金から寄贈されます防犯パトロールカー、軽自動車でございますが、こちらの保険料等の諸経費でございます。

次に社会保障・税番号制度関連事業費49万7,000円につきましては、6月定例会後に国から示されました予防接種並びに障害者福祉関係の事務処理に当たり、健康管理システムと障害福祉システムの改修が必要になったものでございます。

44ページをごらんください。

上から3つが地方創生関連になります。

産官学連携によるロボットプログラミング教室事業4,692万8,000円についてですけれども、千葉工業大学や民間企業にプログラミング教室を委託する費用992万4,000円と、生徒が千葉工業大学での授業を受講するに当たりバスを借り上げる費用50万円でございます。また、備品購入費3,348万円は、タブレットパソコン135台のほか、電子黒板、充電保管庫、支援ソフト、サーバーの購入であり、工事請負費302万4,000円は購入する備品を使用するための中学校内のLAN工事に係る費用でございます。

次に、サーフォノミクス関連事業230万円につきましては、ウェブコンテンツ及びポスター等の作成に要する費用です。

次に、保育所入所前児童への絵本貸し出し・絵本教室事業54万円につきましては、原保育所で行っておりますはらっぱ文庫の事業に要する費用でございます。

48ページをお願いいたします。

上から2つ目の予防接種事業125万3,000円につきましては、28年4月1日生まれの者から、この10月以降、B型肝炎ワクチンが定期接種となることから必要となる委託費でございます。

次に、保健センター管理運営費31万7,000円につきましては、トイレの扉交換等に要する費用でございます。

海岸周辺環境保全事業19万3,000円につきましては、釣ヶ崎海岸において今年度サーフィンの世界大会が開催されるなど、エコトイレの利用がふえたことによりくみ取り料が不足となったものでございます。

下から3つ目のため池整備事業428万9,000円につきましては、東浪見地区の亀池堤体から

漏水が確認されておりますが、平成29年度に県営事業により改修を行うために、今年度必要な実施設計と土質調査の委託を行うものでございます。

50ページをお願いいたします。

道路維持管理事業費200万円につきましては、当初予算見込み以上に緊急工事が発生したことにより、今後の対応が困難になることから補正するものでございます。

都市計画事務運営費27万円につきましては、県から委託を受けている都市計画基礎調査の調査項目が増加したことに伴い増額するものです。

一番下の東浪見小学校管理運営事業費20万円につきましては、小破修理に対応するための費用でございます。

52ページをお願いいたします。

一番上の一宮小学校給食事業44万7,000円につきましては、アレルギー体質に対応するため、臨時職員の保険料の増額となるものでございます。

上から5番目の学校管理運営事業費64万3,000円についてですけれども、こちらは一宮中学校のチャイム設備の改修工事費でございます。

下から2つ目、国民健康保険事業特別会計繰出金以降につきましては、一般会計から各特別会計へ繰り出す金額となっております。

続きまして、歳入でございます。

39ページをごらんください。

9款地方特例交付金から20款の諸収入につきましては、右ページ説明欄でご説明いたします。

地方特例交付金186万6,000円につきましては、住宅ローン減収分の交付金の補填に係る特例交付金でございます。

国庫支出金2,521万5,000円につきましては、地方創生関連事業費4,976万8,000円の2分の1の額と社会保障・税番号制度システム改修に要する費用49万7,000円の3分の2を合わせた額でございます。

県支出金につきましては、都市計画基礎調査における調査項目の増加に伴う増加分27万円と特色ある道徳教育推進校における研究事業委託金10万円でございます。

寄附金900万円につきましては、ふるさと納税の見込みの増によるでございます。

繰越金2,874万9,000円につきましては、27年度からの繰越金でございます。

雑入202万9,000円につきましては、包括支援センターが行うケアプランの管理事業に対す



る国保連合会からの歳入でございます。

以上、歳入歳出それぞれ6,722万9,000円の追加補正案となりますが、なお、地方創生関連につきましては、これが採択されない場合は減額とさせていただくこととなります。

よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 1点だけ質問させてください。

42ページ、町有財産管理運営費の中で、全体会議でも小安議員から質問が出ていた件でありますけれども、空き家等の町への寄附願について寄附採納願の基準が必要かと思いますが、内規等があるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 特に内規はございません。申し出があった物件、1件1件確認して決定いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） これから、いろんな寄附の関係が出てくるかと思いますが、1件1件対応が違うのではまた困るんじゃないかというふうに考えますので、ぜひ庁内で検討していただいて、内規等がつかれるようでしたら、つくったほうが公平性が、どなたが見ても、あの人の寄附は受けた、この人の寄附は受けないみたいなことにならないと思いますので、検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、議案第2号 平成28年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定に

ついてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第11、議案第3号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長(秦 和範君) それでは、議案第3号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定についてご説明いたします。

60ページをお開きください。

第1条でございますが、平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,299万8,000円とするものでございます。

歳入歳出あわせてご説明いたしますので、64ページをお開きください。

まず、歳入でございますけれども、3款の国庫支出金でございます。この1節の制度関係業務準備事業費補助金64万8,000円につきましては、平成30年度からの国保広域化に伴う国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でございます。67ページをお開きいただきたいのですが、歳出のほうですと、説明欄の丸の2番目ですね、国民健康保険運営事務費の電算システム改修委託料に同額充てるものでございます。

また、64ページに戻っていただきまして、9款の繰入金でございます。4節の職員給与費等繰入金29万4,000円につきましては、一般会計から職員人件費についての繰り入れを行うものでございまして、67ページの説明欄1つ目の丸の人件費に同額充てるものでございます。

続きまして、64ページにまた戻っていただきまして、10款繰越金でございます。1節その他繰越金205万3,000円につきましては、前年度繰越金でございます。また67ページお開きいただきたいんですが、3つ目の丸、償還金のところでございます。これは平成27年度退職者医療療養給付費等交付金の額が精算により確定したことから、既に交付を受けている交付金の超過額分を返還するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第3号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第12、議案第4号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案第4号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について、ご説明いたします。

議案つづりの71ページをごらんください。

平成28年度 一宮町の介護保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,837万6,000円とする。

今回の補正につきましては、主に介護事業所台帳管理システム導入経費及び平成30年度から32年度にかけての第7期事業計画策定に伴うニーズ調査費用等を計上するものです。

それでは、まず歳出、78ページをお開きください。

総務費、一般職人件費17万円の増額及び一番下の欄の3款地域支援事業費の一般職人件費（包括的支援）5,000円の増額につきましては、人事異動に伴うものでございます。

次に、介護保険運営事務費委託料64万8,000円及び使用料及び賃借料32万4,000円につきましては、介護事業所台帳管理システム導入経費及びシステム使用料を増額するものです。

また、計画策定委員会運営費118万円の増額については、第7期事業計画策定に伴うニーズ調査を実施するものです。

保険給付費、1目の居宅介護サービス給付事業6,000万円の減額については、本年4月から権限移譲されました地域密着型通所介護分を組み替えによりまして、その下の地域密着型介護サービス給付事業として6,000万円を増額するものです。

下の介護予防ケアマネジメント事業190万円の増額については、総合事業への移行に伴い、予防ケアマネジメント給付管理を包括が行う経費について計上するものです。

次に、歳入、75ページへお戻りください。

3款の国庫支出金、その下の4款支払基金交付金、その下の5款県支出金、その下の7款繰入金につきましては、システム導入及び介護予防ケアマネジメント事業の補助費及び職員人件費分の一般会計からの繰入金でございます。

8款の繰越金の減額2万7,000円については、介護予防ケアマネジメント事業費及び包括的支援事業職員人件費の町負担分経費へ見立てるための減額でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第4号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第13、議案第5号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長（秦 和範君） それでは、議案第5号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定について、ご説明いたします。

82ページをお開きください。

第1条でございますが、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,542万6,000円とするものでございます。

86ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金1節事務費繰入金1万3,000円を繰り入れまして、そのまま89ページをお開きいただきたいんですけども、歳出の1款総務費の丸印のところ、一般職人件費に1万3,000円を充てるものでございます。これにつきましては、共済の制度改正に伴い不足が生じたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第5号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第14、議案第6号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計

補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 議案第6号 平成28年度 一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてをご説明いたします。

議案つづり93ページをごらんください。

平成28年度一宮町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億280万5,000円とする。

内容でございますが、資料99、100ページをごらんください。歳出のほうからご説明いたします。

1款総務費1項管理費1目一般管理費のうち、13節委託料でございますが、24万9,000円補正するものでございます。これは、現在農協とシステムのやりとりを行っております使用料の引き落とし分でございますが、やりとりはデータをフロッピーに入力して行っておりますが、農協から10月1日からはCDに変更するという旨の通知がございましたので、当町のシステムもフロッピーからCDへ書き込めるよう、改修するものでございますので、その費用でございます。したがって、24万9,000円を増額する分でございますが、その上、一般職人件費のほうで、人事異動に伴いまして60万6,000円減額となっておりますので、補正額は35万7,000円の減額となります。

歳入につきましては、95ページをごらんいただきたいと思います。

歳入のうち、4款繰入金のほうが同じく35万7,000円を減額いたしまして、補正前の額が1億316万2,000円、補正後が1億280万5,000円となります。

説明は以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第6号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第15、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 人権擁護委員の推薦についてご説明を申し上げます。

推薦申し上げる方は、一宮町東浪見1588番地にお住まいの、相 正夫さんでいらっしゃいます。

生年月日は、昭和25年1月1日生まれ、現在66歳でいらっしゃいます。

相さんは、千葉県立茂原農業高等学校を卒業後、現日本郵政株式会社に勤務され、現在は農業に従事をされております。また、一宮町社会福祉協議会の評議員としても活躍されており、人格、識見ともにすぐれた方で、広く社会の実情に通じておられます。

現在、委嘱を申し上げている吉田 茂委員がこの12月で任期満了となります。それに伴ってご推薦を申し上げるもので、任期は、平成29年1月1日から3年間となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

お諮りいたします。相 正夫さんを適任とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（島崎保幸君） 起立全員。よって、本議会の相 正夫さんに対する意見は適任と決しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。  
これもちまして、平成28年第3回一宮町議会定例会を閉会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 4時48分